



多額の支持を保つ政党を基礎とする政府が、責任をもつて内外にわたる政策を遂行することにあると信します。したがって政府がいたしましては、小選挙区制度の採用こそ、その目的を達成する最大の要件であると考えるのでござります。また小選挙区制度のもとにおきましては、同一選挙区において同一党派に属する候補者各個人が、その当選を相争うという欠点がなくなり、選挙はおのずから政党の掲げる施策を中心として相争われることになるのでござります。従つて、国民としては選挙権の行使に当つて簡明直截に政党の主張を判断することができるようになります。政策本位に立脚する眞の政党政治の発達を促進することになりますとともに、公明選挙の理想をも達成することができると思ふものでござります。もちろん、反面小選挙区制度にも、短所もあり、反対論も存在し得るとは否定できません。しかしながら、およそ制度には絶対的のものはない得ないのでございまして、要は他の制度と、その長短を比較検討し、相対的にすぐれた制度を採用すべきものであると考えるものでござります。政府は、このような考え方に基きまして、選挙制度調査会の答申を基礎として、衆議院議員の選舉に小選挙区制を採用することを中心とするこの法律案を提出した次第でござります。

査の新人口数によつて都道府県に探し、現行議員定数より減少する都道府県に対しましては、現行定数を維持することとしたのでござります。大正二十年の小選挙区制実施の際には一躍八小選挙区の増員が行われまして、ほぼ現行定数に近い四百六十四人とせられ、由来人口の著しき膨張があつたにもかかわらず、増員はほとんど行われなかつたのでござります。また、現行議員定数の都道府県別定数が決定されましめたのは昭和二十二年であります。政府は、議員定数の急激な人口の膨張と戦後の混亂時に空いたのでござります。政府は、議員定数の増加をなるべく少くるため、やむを得ないものとして、結局三十人の増員を行ふこととした次第でござります。その結果、議員一人当りの人口は、全国平均で十七万九千六百二十九人となるのでござります。

第二に、選挙区の区割りの原則でござります。その一是、各選挙区の人口は、離島、山間地域等の特殊な事情のある場合を除き、なるべく当該都道府県の議員一人当りの平均人口に近づらしめることとしたのでござります。その二是、選挙区となすべき一団の地域は、地勢、交通、人情、行政的沿革等、諸般の事情を総合的に考慮して定めることとしたのでござります。その三是、いわゆる飛び地の選挙区は原則として設けないことにしております。その四是、町村の区域はこれを分割しないことにしております。その五は、平均人口以下の市及び区の区域は、原則としてこれを分割しないこととしております。その六は、特別の事情のな

い限り郡の区域は尊重することとしてあります。その七は、やむを得ざる場合はほか、現行選挙区の境界にわたる選挙区は設定しないこととしたのです。

以上、申し述べました諸原則に従いまして区割りを行なつたのでございまます。選挙制度調査会の答申ではすべて一人区としておるのでございますが、人口の不均衡または地形等を勘案して、二人区を設定することが適当と考へられるのであります。政府といふしましては、結局二人区を設置することとし、一人区四百五十七区、二人区二十区、計四百七十七区といったのでございます。なお、今後の町村合併による市町村の区域の変更が予想されますので、衆議院議員選挙区審査会を設置して、行政区画の変更による選挙区改訂の公正を期したのでござります。

第三は、先ほど申し述べましたごとく、個人本位の選挙制度を政党中心の選挙制度に改め、政党の候補者の公認制度を確立いたしますとともに、選挙運動期間中における政党の政治活動の規制を合理化し、その政治活動が選挙運動にわたつても妨げないものとしたことでござります。このため衆議院議員の選挙においては、政党を代表し、その公認候補者として立候補するためには、その政党の総裁、委員長等の発行する公認証明書を提出しなければならないこととしております。また、一の政党の公認候補者となりました者は、同時に他の政党の公認候補者となることができないこととしております。なお、政党は、一の選挙区において選挙すべき議員の数をこえる数の候

補者に公認証明書を発行することができないこととしております。さらに、政党及びその構成員は、公認候補者を有する選挙区におきましては、他の候補者を推薦し、または支持してはならないこと、政党の公認を受けない候補者は、その政党に所属する旨を公表して選挙運動をすることができないことなどを規定したのでござります。また、小選挙区制の採用に伴いまして、政治活動と選挙運動との区別がきわめて困難となることが予想されますので、特定の政治活動が選挙運動にわたることを認めるものとし、その際、政党の選挙運動が候補者の選挙運動よりも有利な条件で行われることを防ぎます。そのため、政治活動にも一定の規制を加えることとしたのでございますが、立会演説会は、本来多数の立候補者がありました場合に、候補者を一堂に会し、有権者の判断を容易ならしめる方法として考案され、相当の効果をあげたものでございますが、小選挙区制の実施に伴いまして、政党の政策の識別理解には立会演説会を必要とせず、むしろ演説会場の混亂が起る等の弊害も予想されますのでこれを廃止するとともに、他方、政党中心の演説会の制度を大幅に認めるとしております。このほか、個人演説会の制度は、従前通り存置することは言うまでもありません。

の促進と連座制の強化とをはかりた、と存するのでございます。ただ、現行の訴訟法には付帯訴訟の制度がありますので、別にこれを法律をもって定めんものといたしたのでござります。

第五は、選挙運動の期間を短縮し、法定選挙費用を引き下げたことでござります。すなわち、選挙区の区域が狹小となることに伴い、選挙運動期間を五日間短縮し、運動費用は候補者一人について十五万円程度引き下げて六十万円程度としたのでござります。そのほか、立候補者の立候補辞退は選挙の期日前五日まででなければできないものとし、供託金の額を二十万円に引き上げ、繰り上げ補充は、同点者の場合に限つて議員の任期中行い得るものとするなどの改正を行いたいと考えるのでございます。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決せられることをお願いいたします。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。森崎隆君。

【森崎隆君登壇、拍手】

○森崎隆君 ただいま上程になりますた公職選挙法一部改正法案につきまして、若干の質問を申し上げたいと存ります。

選舉は、民主議会政治の根幹をなしております。その正しい制度と運営によって、国民の意思をよりよく、より正確に政治に反映せしめるのが目的でございます。一つには、正しい世論が直ちに選挙を通じまして議会に反映する公道を確保することも、他方

卷之三

壞する邪悪に対しまして、きせんとし  
て制裁の道を確立しなければなりません。  
さらには民主政治の方向を大きく  
左右するものであるがゆえに、この問  
題の取扱いに際しましては、党利党略  
を離れまして、民主政治確立の崇高な  
理念に基づまして、広く世論の動向に  
沿い、慎重にして公正な配慮がなされ  
なければならぬことは、今さら言う  
までもないでござります。(拍手)  
今回の政府案に先行いたしまして選  
挙制度調査会の答申案が出されており  
ますが、そもそも選挙制度調査会の委  
員構成たるや、私たちの公正な目かづ  
みますると、学識者とは言いながら  
も、圧倒的多数の政府側委員、すなわ  
ち小選挙区論者をもつて構成してある  
ことは周知の事実でございますが、こ  
れに加うるに、問題は、選挙制度改革  
の答申については十分の論議もなされ  
ないで、これが尽されないで、自民党  
の御用機関にふさわしい趣旨に基きま  
して、多数をもつてこの小選挙区制の  
答申案を強行して行ったことは、公正  
なるべき諮問機関の態度としてはまご  
とに遺憾千万でございます。それにつ  
たしましても、答申案の中には、前  
文に公明選挙をとなえ、罰則の強化を  
織り込み、同時に選挙費用の節約等を  
も考慮されておりました。さらに小選  
挙区制につきましても、一人一区制を  
徹底いたしまして、定員四百九十七  
名、選挙区四百九十七区と、一応筋を  
通してありました。しかるに、ただい  
ま提案の政府原案は、答申案にあつた  
多少の良心を削り尽したようなもので  
ございまして、国辱的改悪法案と言わ  
なければならないのでござります。

まず第一に、公明選挙の条項が抹殺されてしましました。非常にこれは都合が悪いからだろうと考えております。罰則の強化は、別に大して見らるべきものございません。第二に、議会政治と民心とを連結するにあずかって力あるところの立会演説会であります。罰則の強化は、別に大して見らるべきものございません。第三には、一人一区制の内容が改ざんされまして、さらにこれに二十区の二人区を挿入されております。太田長官にお尋ねいたしますが、右三点は答申案を骨抜きにしたものが、右三点は答申案を何ゆえにこういろいろ点につきましては尊重されなかつたか、その理由を伺いたいのでござります。

そもそも小選挙区制の支持者は、多數党を容易に出現せしめて、政局の安定に資するとか、同一政党の同士打ち排除とか、政見の徹底とか、違反の取締り徹底とか、選挙公営の実施あるいは選挙費用の減少等を口にいたしておられますけれども、多數党の出現は、これはよしとして、ほぼ同勢力の二大政党が旗幟鮮明に政策をかかげまして、切磋琢磨いたしまして、かつての自由党のことき大きな活躍疑獄がなくとも、政策の少しの誤まりがあつたならば、直ちに政権が他党へ移るその道が開かれ、永久政権による暴力を常に排除することこそ、バランス・オブ・パワーの上に立つところの政局の安定と言わなければならぬと信じる次第でございます。(拍手)

さらに、小選挙区制による多数党と見るのは、不自然なる多数党であることはいなめません。少數代表の趣旨が加味できず、死票の増加をきたすことは火を見るよりも明らかであります。この案で行きますならば、昨年の死票三三%、この上に約一五%程度の死票が増加することは必至でございます。棄権率を二五%と見ますると、民意を代表すべきはずの多数党は、わずかに二八%、三〇%弱の国民の支持の上に立つて、絶対多数の暴力を振る道が開かれるのでござります。死票の増加は、とりもなおさず国民の意思を正しく国会に反映できないことを意味するのでございまして、これはまことに危険千万と言わなければなりません。(拍手)

て、取締りは一そう困難の度を増すことでございましょう。と申しますのは、選舉区が小さくなり、選舉が激烈になるがゆえに、日常の選舉運動が燃然となり、これが演説会とか、座談会等を頻繁に開催するといふ傾向ならぬは、これはまたけつこうでございまするが、買収、供應、冠婚葬祭に名をかぎりた地盤固めに狂奔いたしまして、政黨主張はどこへやら、ひいては民心を堕落に引きずりこみ、みずからは利権による金繰りの地獄に陥ることは火を見るよりも明らかでございます。さらには、これがボス化いたしまして、全国的な、国際的な視野に立つて、清貧に甘んじて國家の将来を大慮するといふ有為な政治家は足元を払われてしまふ。金力に物を言わせて、飲み食いを統合ましても、物品をあやつり、今も參議院の選挙ですでにこういうことをやっている人もあるのですございますが、こういふボスどもが強力になりますて、國政どころか、地方的問題に終始することになると、公算が非常に大きくなつて、始める者に國政が牛耳られるといふことになつてしまいましょう。従つて議會によることは憂わしいことでございまして、さらには、政党対政党の対立から個人対個人への激しい戦いへ移行いたしまして、そこから買収とか、脅迫とか、暴行とか、こういったようなことがにならぬとは限らないおそれがあることになります。また、地盤保育政策

違反に対しても官権干渉もできることになるで、あらうし、良識を持つた取締りの官憲は、良心的に職務の執行はできないというおそれがあると私は思います。選舉費用につきましても、少額で済むと申しますが、かつて昨年の、私の住んでおる高松市の市長選舉におきましては、衆議院の選挙以上に莫大な金が放出されております。また、府県会議員の選挙におきましてもそういう例は幾多ござります。とてもこれによつて選舉費用が低下するとは考えられません。總理は、こういふうに考えますならば、小選挙区は日本の現状に照らしまして、とても適応性がないと私たちは考えるのでございますが、あなたがこの小選挙区制を謳歌するにはそれ相当の理由があるうと思ひます。總理みずから一つ明確に御答弁を願いたい。

さらに、總理にお尋ねしたいのは、小選挙区制を今出されましたその動機を一つ聞きたいのでございまますが、これについては昨年末をもちまして、一応二大政党対立の形は整いましたが、保守党に対しまして革新政黨の実力は、わずかにその勢力三分の一定程度でございまして、今のところ形式のみ整い、二大政党の実態は、まだ対等の対立までは及んでいないというのが実態でございます。幸いに日本国の将来を深くおもんぱかるところの人々が、ようやく有権者が増加して参りまして、年々歳々両党的勢力均衡へと近づきつつあることは御同慶の至りでござりまするが、今この小選挙区制を行いたしますならば、大政党には非常に有利な要素が多分にあります。保守政権の永久化をねらう選挙であると

官 報 (号 外)

言われてもいたし方のないことになりますが、この点いかがでござりまするが、たとえばイギリス等では大選挙区制時代からすでに二大政党はあつたのでございます。この点がよく混同されております。またフランス等におきましては、たとえばイギリス等では大選挙区制をいたしましたが、この傾向は必ず出てくると私は予想するものでございますが、これは他山の石として十分に参考にいたすべきものであると考えます。今度の小選挙区制強行の裏には、社会党勢力伸張をねたむ党的な立場が心になつておるのではないかと深く疑念を持つものであります。これがいかがでございますか。

いのでござりますが、それならばそれで、堂々と何ゆえにその趣旨を二に発表なきらないのか。憲法改正にて国会の三分の二以上の勢力が要るだ。衆議院では三分の二以上の議席現在の選挙法ではとても取れないから、これを改正してやるのだ、そちら張されないのか。それがよきにどうぞ大向うの御賛同をいただきたと言つて、全国民にはつきりと堂々題につきましてはお答えを願いたい。こそなる人間は奸智を弄して、事の真相を発表せしめて暗々裏に事を運ぶうとする、これ小人の常でござります。憲法改正の準備措置であるか、なかにつきましては、とほけないです。はつきり言つてもらいたい。

会党的作戦を樹立されました苦心の跡が十分にうかがわれます。また、岩手県の水沢村近、埼玉県の秩父市付近、群馬県の館林市付近、愛知県豊橋市付近、三重県松坂市付近等は、自民党現議員それぞれの当確をねらつて地盤割りにすいぶん、悪い意味において御苦労を重ねられた苦心の作でございましょう。そもそも国家の法律は、国民の福祉が直接間接最終のねらいでございます。一個人、一業者、一公社、あるいは自分の政党に所属する一議員の利益をおもんぱかつて法律が作られるならば、これは汚職の最大のものと言わなければなりません。

(拍手)公職選挙法の改正も、終局は国民の福祉建設の基礎工事でござります。かるがゆえに、その昔アメリカのゲリーーという州知事が与党に有利な区割り案を強行したときに、ゲリマンダーと後世まで汚名を着せられておるものもゆえなしとしないであります。

今、自民党の区割り案はこれに匹敵する最も下劣なるものでござります。ことにひどい例を一つだけ申し上げますと、埼玉県の六区では、社会党が強い大宮市、とても勝ち目がない、この大宮市に北足立郡の六カ町村をふんどつてくつづけて二人区にいたしておる。これは名前を言いましょう。明らかに福永議員救済の措置でござります。幾ら金を積んだか存じませんけれども、福永議員を救済する措置である。地元へ行つて聞いてごらんなさい、地元へ行って聞けばみんなそろ言います。

す。三つに分けて、都会、区会議員選挙区よりももつと小さくなつてしまふ。その他の飛び地も、原則として設けませんと、今まで飛び地は島以外にならなかった。今度は原則としてやらない、いって飛び地を作る。これは飛び地を作つたことの言いわけで、地理的に行政的にも奇怪千万の選挙区割り案に対する言わなければなりません。スポーツ至上主義は一番大切なことは、どちら側にも中正なルールが作られまして、これによつてスポーツマン・シップが發揮されるのでござります。選挙法はスポーツのルールのこときものでござりますが、それにはその意義といふものは、国政を左右する意味におきまして比較にならぬほど重大でござります。長官連は、あなたの党の議員連が集まつて裏肉をついてむよくなつて回したこの区割り案を、党議決定の美名に隠れて肯定するつもりでござりますか。あなたは自民党的な議員といつよりも、現在は政治を担当しておるところの政治實業者でなくちやならない。その立場に立つてなぜこれが一擲一蹴できなかつたか。大臣の職を振り捨てても、こうしたか。大蔵の名前は出せない、日本國の名前をかけて出せない、その良心がなぜ持てなかつたか、お答え願いたいと思ひます。

いましようか、あなたの最後の腹のうちを一つここで打ち割つてお聞かせ願いたい。わが鈴木委員長に対しましても、これを拒否しておる。あなたの政治良心があるならば、その政治良心に對しましても、なぜいいか、悪いものなら悪いもの、悪いでもどうして出さなければならないか、そのほんとうの腹のうちを、もしうけますならば、ここで御発表願いますならば満足でござります。

最後に、自治府長官に一、二だけお尋ねいたします。公認政治団体を一つに限定されております。これは何ゆえでございましょう。政治団体は、選挙に際しては有能な候補者を公認または推薦いたしまして、このために主力を注いで選挙運動を開催するのを重要な活動いたしております。特に二大政黨対立の現状におきましては、小さな偏見を持てまして大同につく原則に従い、二大政党いずれかの所属候補者を公認、推薦しなければならない現状にあるのでござります。公認政治団体を一つに限定したことは、側面より民主政治確立に協力しておられるこれら各種政治団体の活動を制限するものでありまして、全く民主政治を阻害する手段と言わなければなりません。かかる手段をとつた理由を明確に説明を願いたいのでござります。

また、今度の一部改正法は、時間がないから申したくございませんが、一事不再議の原則にも反しておると思ひますが、それはそれといたしまして、なお、衆議院議員定数は現行よりも二十名の増加を見ておるとお話がありましたが、緊縮財政の折から、これは莫大な国費増額を意味することを知らぬ

5

ければなりません。それもやむを得ない場合は仕方がない。人口の自然増加によるもので、それに伴つて若干の増加はやむを得ない、これはよくわかります。しかしその増加が党利党略によらない適正なものでなくてはならないと思うわけでございます。ところが定員決定に当りましては、各府県の人口を十分に勘案していく。たとえば人口がおのの百六十万九万あるいは百五十五万の岡山、柄本両県の定数は十人になっておるのであります。ですが、これに対しまして、人口百七十三万の宮城県の定数が九名のままで居すわりとなつておるのでござります。もっとひどいのは、人口二百二十二万一千の長野県定数十三名に対しまして、人口三百四十四万四千の鹿児島県定数十一名という矛盾、なぜこれを修正しないのか。こういふ例は、ほとんど全国府県に無数の例があるわけでござります。これらの矛盾を修正しよろと/orして、御答弁をお願いいたしまして、無軌道に増員したのは、明らかに党略より出でたものと私たちは断定したいのですが、御答弁ができます。ならば御答弁をお願いいたしまして、答弁の模様によりましては再質問したいと思ふ次第でござります。

○國務大臣(太正正義君) 森崎議員の御質問に対しお答えいたします。

全面的に申し上げたいことは、今回の選挙制度の改革は、よく世間で言われまする大正八年に行われました小選挙区制度を思い出しますが、全然違つておるのであります。何とならば、御説明申します。大正八年にお

國府県に無類の例があるわけでござります。これらの矛盾を修正しようとはしないで、無軌道に増員したのは、明らかに党略より出でたものと私たちとは断定したいのであります。御答弁ができますならば御答弁をお願いいたしまして、答弁の模様によりましては再質問したいと思ひ次第でござります。

○國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手】  
質問にお答えをいたしました。

党の二大対立がございました。しかし今日は、社会党といと革新政党と、われら保守党の立場にあるものとの対立になつておるのでございます。この客観情勢をもとにいたしまして、世の中の叫びは何であったかといえば、政界安定という声であつた。その政界安定をするに付いて、政党が大きに固まるという声に応じ、政党の英知と国民

十三区設けられ、決定的には七十八区となつておると記憶いたします。イギリスにおきましても、小選挙区制度の見本と言われまするが、单一なる区を設けるようになりましたのは、ごく最近のことです。私は経済的に現在の日本における政治の客観的な人口であるとか、経済であるとか、地位であるとか、主觀を交えざる立場に

初前提として申し上げました通り、十選挙区ではない新しい小選挙区にならざるをも政治の運動に参加し、幾たびか選挙区に出たのでございますが、現在の中選挙区下におきまして多數の候補者が立候補され、うち、そして聴衆はどの説がいいかという判断をするに私は効果のあることを認めます。中選挙区下における立候補

が落ちる、当選に漏れる、公認に漏  
るが、私は人物が小さくなるとか、  
ろいろなことを申しますが、公認と  
うことを非常に強く見る限りにおき  
ては、新しい人も、婦人の方も、一  
の政党が健在である限りにおいては  
必ず公認さるべきことを信じ、大人の  
票の問題等にからまるのでございま  
る。選挙区と小選挙区とどっちがいいか、  
立候補する

の声と重なりまして、今日の事態をや  
たしたのでございます。しかも、二十  
政党となつた場合におきましては、そ  
れを裏返して、選挙を持って行きます  
場合には、小選挙区といふのが世界の  
常識であると私は思うのでございま  
す。(拍手)

第二点として御質問のありました  
選挙制度調査会の答申を何ゆえ変更し  
たか。あけて申し上げることは四点と  
ばかりござります。第一は、選挙委員会  
度調査会の委員の方が非常に熱心に御  
勉強になり、答申をなされたことにつ  
いては感謝いたしまして。しかしながら  
、厳格に一人区の原則をとられてお  
りますが、選挙制度調査会の小委員会  
におきましても、二人区を設けてよい  
ということを書いております。しかし  
答申は一人区になつております。な  
ぜ二人区を設けたかといふことにつき  
ましては、いろいろの理由があげられ  
ます。先ほど御引用になりました茨城  
県の日立ブラックあるいは埼玉県の  
大宮ブラックのごときは、私どもが趙  
した方がしかるべきものであるといふ  
ことを信ずるのでございます。かつて  
の緑風会案におきましても、最初に百二

おきまして、二人区を設ける必要があるでございます。なお、調査会案におましては、府県単位何々県と何々県が、しかしこれを二十区に集約した公平ということを保ちまして、今までの議員定数より少くならぬようになります。しかしながら、その一つの理由は、府県の中におきましての関係を考慮をされたことははづこうでございます。しかしながら、その一つの理由は、府県の中におきましての関係を考慮をされたことははづこうでございます。一方が非常に多くて一方が非常に少い、こういうことは私はしかるべきことでないと思いましたので、この点を訂正しております。また町村合併があると予想される区を作つておりますが、早急に合併が行われないと、この点を訂正しております。また町村合併があると予想される区を作つておりますが、早急に合併が行われないと、この点を訂正しております。これらも修正いたしました。いろいろな点から考えまして、もちろん線を引くということは、人おのおいろいろの線が引かれるでござりますしょうが、主觀を交えず、地勢であるとか、人口であるとか、經濟であるとか、また最も考えなければならぬのは行政的沿革でございます。こういふ点から考えて、小選挙区制度に対する答申を改めたのでございます。

さくなく、さらに政党の運動が、演説の効果を認めます。しかしながら、小選挙区になりますと、区域が大きくなり、さらに政党の運動が、演説の効果を認めます。しかし、おきましても、ビラ、ポスター等で宣伝する方法としては、私はおきましても、今までにない強い立派な演説会よりも、個人の演説と政党の演説と、この二つに主力を置くことになるべきものと思います。また現におきましても、模範とせられるイーリスの小選挙区制度におきましては立会演説を行なっておらないのですが、私は現在の中選挙区下における立会演説におきましても、いわゆる混乱を起す場合を考えてみますと、改むべしという議論がござりますので、小選挙区におきましては、地が狭い関係等もございまして、立会演説のことをする必要は私はないかと、こう信ずるのでござります。

さらに第四点といいたしまして、有りは事前運動があるのではないか、あるいは経費がどうとか、こういう問題につきましては、小選挙区制度の來にかんがみまして、選挙民の立場からも考えねばならず、候補者の立場からも考えねばならず、また結果が中

るというようなことは断じてないと信  
するでござります。

なお、区割りについて申します。先  
ほど申し上げました二人区の問題は、  
お言葉におりましといわゆるゲリマン  
ダーや問題、これらの区画に關すると  
ころの問題でございます。さらに、あ  
る政党をねらいとして作ったものでは  
ないか、かくのことき意味におきまし  
て、党利党略ではないかという意味で  
ございます。「その通り」と呼ぶ者あ  
り、拍手)お聞き下さい。私が何ゆえ  
に答申案における二人区制度を廃した  
のを、この際認めたかといふことは、  
先ほど申し述べた通りでございます。ゲリ  
マンダーにつきましては、問題は主觀  
性を入れるときに起る問題でござ  
います。区画整理の引き方につきま  
しては線を引くのでございますが、  
いろいろの見方があるのでございま  
すが、政府案では人口、地勢、人  
情、産業等、諸般の要素を考慮して作  
ったのでござります。従つて人を相手に  
して作ったものではございません。ど  
こまでも人口、地勢等を総合的に勘案し  
たものでござります。ただいま森崎議  
員のお言葉にもありました、私の見  
たところ、これが党利党略であるとい  
うこと、判断は最後において国民が  
することとと思うのでござります。(そ  
の通りだ)と呼ぶ者あり、拍手)従つ  
て、私はこの案を作るにつきまして、  
国民の審判を考えつつ、党利党略であ  
るかないかということは国民がきめる  
ということを心にきざみつけてこの案  
を作った次第でござります。

公認団体につきましてのお言葉がござ  
いましたが、私の聞き取り方が悪  
かつたか知りませんが、公認団体を一  
つにするといふことは、この法  
を改めておりません。

その他の問題は、なお御質問によつ  
てお答え申し上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 森崎隆君。  
〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 太だいまの御答弁に対  
しまして、再度壇上に登らせていただき  
ました。

総理は自席からでけつこうでござ  
いますが、まず太田長官にお伺いいたし  
ます。時間がありませんので、私は太  
田長官のようになたくさんはしゃべれま  
せん。ただ観点を変えてあなたにお尋  
ねいたしたいが、あなたがいかに説弁  
を弄せられましようとも、この区割案  
を中心いたしました世論を考えてい  
ただきたい。世論はどのように言つて  
いますか。民主政治におきまして世論  
を並べましても、それでは日本の政治  
は破壊するだけだ。世論との関係をど  
う考へておられるか。

第二点、私は必ずしも小選挙区制を  
否否定するものではございません。終局に  
おいては二大政党対立の上に立つて小  
選挙区制を確立いたしまして、大いに  
選挙戦をやつて切磋琢磨いたしたい。し  
かし日本の現状といたしましてはどう  
かござりますか。あなたの所属している  
政党の政治は、

これを言を左右できないはずです。で  
すから、もし小選挙区をしくとすれば、  
基礎的な準備措置が必要なんである、  
このたびの改正案は、恒久性がある  
基础的な準備措置が……。イギリスに  
おけるように一応徹底的な罰則を強化  
し、連座制を強化し、公明な選挙をや  
る、その上においてこの小選挙区制を  
やるべきであります。私はそういう意  
思を聞いてお聞きいたしました

味におきまして二点をお聞きいたした  
い。

総理にお尋ねいたしますが、この法  
案は、私たちは国民の名において  
断固粉碎するつもりでござりまする  
が……。(失言だ取消せ)と呼ぶ者あ  
り、その他の発言する者多し)

○議長(河井彌八君) 静粛に願いま  
す。静粛を希望いたします。

○森崎隆君(続) 次に、総理に一点お  
尋ねいたしますが、この法律案につ  
きましては、断固国民の名においてわ  
れわれは粉碎するつもりでおりまする  
が、もしあなたはこれを通過させた場  
合に、何回これで選挙をやるつもり  
か、恒久性があるかないか、これをお  
聞きしたい。これが正しいものなら  
ば、いつまでもこの小選挙区制です  
と行くだらうと思いますが、断じてこ  
れは長続きしないものと私は考える。  
あなたはそれについてどう考へてお  
られるか。

時間がないので、このあたりで終え  
たいと思います。(拍手、「懲罰々々」と  
呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) ただいま、森崎  
君の発言のうちに、不穏な発言があ  
つたと思います。これは速記録を調  
べました上で善処いたしました。

鳩山内閣総理大臣。総理大臣は自席  
において発言せられてよろしくござ  
います。

このたびの改正案は、恒久性がある  
かどうかということは、国民の意思を  
問うてみなければわからないと思いま  
す。(当りまさぢやないか)「国民の意  
思を問う気持があれば解散せよ」と呼  
ぶ者あり、その他の発言する者多し)

思を問う気持があれば解散せよ」と呼  
ぶ者あり、その他の発言する者多し)  
たとは申しながら、まだ十分なところ  
へ行つておらぬことは何人も認められ  
るところであろうと思います。従つて  
公認をするといふところに非常に大き  
な問題があります。もう一つは、今ま  
での政党の組織を、あるいは婦人に、  
あるいは青年に、あるいは労働関係  
に、一般関係につきまして、その組織  
を完全なものにしなければならぬとい  
うことになり、努力を要するのでございま  
す。私は小選挙区制度をしくに当ります  
ては、広く国民に訴えるとともに、  
政党もほんとうにこの制度に適するよ  
うに改むべき点が多いことを申し上げ  
ます。私は小選挙区制度をしくに当ります  
ては、広く国民に訴えるとともに、  
政党もほんとうにこの制度に適するよ  
うに改めたものでござります。もちろん  
一区割りの見方が違うということ、そ  
れも客観的な立場から判断いたしまし  
ます。しかしながら、四百七十七区  
設けられる区の中で、二百六十区は、  
全く調査会の案をとつたのでございま  
す。その他残つておる二百十七区につ  
きましては、一人区を設けること、そ  
れは長続きしないものと私は考える。  
あなたはそれについてどう考へてお  
られるか。

時間がないので、このあたりで終え  
たいと思います。(拍手、「懲罰々々」と  
呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 小林武治君。  
〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君 私は、ただいま議題と  
なりました公職選挙法の一部を改正す  
る法律案につきまして、鳩山総理ほか  
関係大臣に質問をいたします。

問題は重要でありますので、お互  
に興奮することなく、また喧騒をきわ  
めることなく論議をいたしたいと思  
います。なお、私の質問は若干同僚森崎  
議員の質問と重複する点もありますが、私  
が、私どもの考え方の一端としてお許  
しを願いたいと存じます。

本法律案は、いわゆる小選挙区制の  
採用を骨子とするものであります  
が、この小選挙区制につきましては、  
私どもは緑風会有志としまして、去る  
昭和二十九年の第十九国会以来、再度  
にわたり関係法案を提案いたしておる  
ものであります。その目的とすると  
ころは、正しい民主政治の基盤としま  
して、よりよき選挙制度を確立し、こ  
れにより政局の安定と政界の清正をう





○議長(河井彌八君) 市川房枝君。

市上秀枝君登壇、拍手

○議長(河井彌八君) 市川房枝君登壇、拍手

○市川房枝君 私は、ただいま議題となつておりまする政府のいわゆる小選挙区制案に対しましては、私は基本的には反対ではあります。しかし、日本の現状では時期尚早であると考えております。もし現在小選挙区制を採用するとすれば、西ドッグでやつておりますように、小選挙区制と比例代表制を併用したらよいと考えておるものであります。両制度の併用については、選挙制度調査会において、蟻山政道氏が提案されたようであります。そこで、ほんと審議されなかつたのを遺憾に思います。選挙制度の問題は別といたしまして、今私が第一にお伺いしたいと思いますのは、いわゆる小選挙区制案の内容についてでございます。先ほどから総理並びに自治局長官の御答弁を伺つておりますと、調査会の答申によつて案を作つた、公正なものである、党利党略によつたものではないということをお答えがございました。私もそれを望むのであります。しかし選挙制度調査会の小委員長として、この案についての立案に参加されました矢部貞治氏その他の方が、新聞紙上ではつきりと、党利党略によつて変更されているのだということをおっしゃつております。あるいは各新聞紙の論説、あるいはその他ラジオ等を見ましても、全部党利党略によって変更されておるとい

うことを申しております。ラジオなんかでのいわゆる街頭録音についてみましても、国民の多数がやはりそういうふうに考えて非常に憤慨しております。そういう声を、あるいはそういう記事を鳩山総理ほか太田自治局長官、あるいは自民党の幹部の方々は一体ごらんになつていいのか、あるいはそういう声は聞こえておいでにならないかどうか。私は今度の内容が、党利党略によつていわゆるこの自民党的現議員、あるいは前議員が当選しやすいよう、それと反対に社会党の議員が落選するようなどといいますか、そういうようなことがもし案の中に入つてゐるとなれば、これは、これこそ社会党の方たちのおつしやる一種のクーデターである。私は非常に重大な問題だと思います。私は、自民党はそれこそ参議院を加えれば約四百名の大政党であると言われます。その中には良心的な方方もたくさんおいでになると思いますのに、どうしてこういう日本の民主主義政治を破壊するような案が大手を振つてまかり通ろうとしているのか。もうすでに、現在の日本は二大政党になつておりますし、しばしば鳩山総理のおつしやるようにも、これは憲法の改正の問題と關係がないということでありとすれば、何も急ぐ必要はないのじやないか。私は法案を撤回をして、そうして世論に聞き、社会党ともよく話し合つた上で再提出なさつたらいかがか、こう思うのであります。これがああはまあ先ほどからの御答弁で、撤回する意思はないということをはつきりおっしゃつております。もし撤回しないとしても、せめて継続審議として、いとしても、せめて継続審議として、国会の審議の過程において、世論を取

り入れて修正すべき点を修正をしてほしいと思うのであります。その点もだめでありますから、これは鳩山総理に対しての私の第一の質問であります。はつきりとその点を伺いたい。

なお、先ほど私は、日本の現状では小選挙区制は時期尚早だと申し上げましたが、それは小選挙区制の悪い方面ばかりが出てくるだろうと考えるからであります。御承知のように、アメリカはイギリスは小選挙区制であります。しかし日本の有権者の政治意識は、アメリカやイギリスの有権者のレベルまで残念ながら参っておりません。先日、本院で選挙制度改革に関する決議が満場一致で可決された、これも非常に残念なことがあります。選挙制度改革常に残念なことがあります。選挙制度調査会におきを唱え、あるいは法律が戸別訪問を禁じ止をしておる。こういう現状で小選挙区制が実施されたならば、選挙違反、買収等々が盛んになることは私は必定だと思います。選挙制度調査会においても、小選挙区制を決定するところが今度の政府案には、連座制の強化のためには付帯訴訟制度を採用しただけです。連座制もいわゆる過度の抜け穴があるものでありますから、実際はほとんど役に立たない。今日このあとで、社会党の中村高一氏ほか四名から提出されております公職選挙法の一部を改正する法律案の内容は、皮肉にもちようど選挙制度調査会の答申を取り入れたもののように思われます。私はそれに大賛成であります。総理は、この政府案で選挙の公正化、政治資金規正の強化、公営の拡充等が答申案に含まれておりました。ところが今度の政府案には、連座制の強化のために付帯訴訟制度を採用しただけです。連座制もいわゆる過度の抜け穴があるものでありますから、実際はほとんど役に立たない。今日このあとで、社会党の中村高一氏ほか四名から提出されております公職選挙法の一部を改正する法律案の内容は、皮肉にもちようど選挙制度調査会の答申を取り入れたもののように思われます。私はそれに大賛成であります。総理は、この政府案で選挙の公正化、政治資金規正の強化、公営の拡充等が答申案に含まれておりました。ところが今度の政府案には、連座制の強化のために付帯訴訟制度を採用しただけです。連座制もいわゆる過度の抜け穴があるものでありますから、実際はほとんど役に立たない。今日このあとで、社会党の中村高一氏ほか四名から提出されております公職選挙法の一部を改正する法律案の内容は、皮肉にもちようど選挙制度調査会の答申を取り入れたもののように思われます。私はそれに大賛成であります。総理は、この政府案で選挙の公正化、政治資金規正の強化、公営の拡充等が答申案に含まれておりました。ところが今度の政府案には、連座制の強化のために付帯訴訟制度を採用しただけです。連座制もいわゆる過度の抜け穴があるものでありますから、実際はほとんど役に立たない。今日このあとで、社会党の中村高一氏

いでになるかどうか。また、政黨が  
東正なんかに關する点をお取り上げに  
なつて、政府案にお加えになる御意願  
があるかどうか。これを第二点とし  
伺いたいと思います。

次に、小選挙区制になりますと、新  
人や婦人の當選が困難になつて參ります  
。婦人の場合、男子と一対一で當選す  
るよりもなくてはだめだとも言つ  
ますが、また、かりに男子よりも婦人  
がすぐれておるとしても、男子を選ば  
といった封建制が日本には強く残つて  
おります。小選挙区制下のイギリスの  
下院では現在二十四名婦人議員がおりま  
す。米国の下院では十六名おります  
。日本の衆議院では御承知のよ  
ります。現在八名婦人議員がおられます  
が、もし小選挙区制になりましたなら  
ば、幾人出てこられるか、あるいは一  
人も出られないかもしれないと思う。  
実は去る二月三、四、五の三日間、東  
京で婦人の国会議員を初め、全国の地  
方議会議員及び教育委員が約五百名集  
まりまして婦人議員大会を開催いたし  
ました。その際、小選挙区制が問題と  
なりました。自民党の中山マサ氏が  
まつ先に反対の意思を表明されまし  
た。(拍手)社会党、無所属の全議員が  
これに同調いたしまして、満場一致で  
小選挙区制反対の決議をいたしまし  
た。そしてその決議は、大会翌日の  
官に提出されましたことは御記憶だと  
思います。去る十日の選挙制度調査会  
でたまたま小選挙区と婦人の問題が出  
て参つて、下村委員が選挙権は男女平

等だが、被選舉権は男子の役柄だ、小選挙区制になつて婦人が出られなくなるのは当然だと言われたそうであります。が、婦人団体はこれを聞いて非常に憤慨しております。婦人の問題について、鳩山總理は、婦人議員なんか出られなくともいいというふうにお考えになつておりますが、あるいは何らかの対策をお立てになるおつもりでありますかどうか、その点を伺いたいと思います。

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（鳩山一郎君） 市川さんにお答えいたします。

西ドイツのお話がありまして、西ドイツではおっしゃつた通りに、比例代表制を加えて小選挙区制でやつております。これは確かに死票をなくすには大へんいい制度だと思います。比例代表制をかつて私も唱えたことがございました。とにかく二つの政党になりましたときには、小選挙区の方が各国で採用しておる制度で、明朗に選挙ができるので、二大政党の場合には比例代表なしの小選挙区制をとつておるが多數なものですから、その方がいいと思ってその制度を採用いたしました。

それから社会党の案について、繼續審議をやつて協議をする意思があるかどうかというお話をありました。継続審議を前提としての社会党との協議は、政府としては賛成はできませんけれども、区割りや何かについては社会党と協議する余裕は政府においても持つておるつもりであります。

それから社会党の案について取り入れる意思があるかどうかといふ御質問がございました。個人本位の選挙を政党中央に移行せしめることと、及び連

座制の強化をはかるとともに、選挙民の啓発に努力をするという社会党の主張には私は賛成でございます。

小選挙区制で、婦人代議士に反対かとか、どういふように考へておるかとか、「そんなことは言わぬ、ほんやりとしていてはいかぬ」と呼ぶ者ありえ、最後にありました。私は昭和二十一年ごろでしたか、二十二年ごろでしたか、その時分から婦人参政権を主張いたしまして、その主張を続けておりまます。それで今日の選挙法改正におきまして、それでも、婦人に対しての被選挙権を奪う。少くするというような考へは全然考えておりません。公認の制度によつて有名なる婦人は十分に当選される機会があると思います。(拍手)

○國務大臣(太田正孝君) 市川議員に  
お答え申し上げます。

第一点は、世論を顧みざりしや、こういふお言葉でございました。この点につきましては、再三申し上げた通りでございますが、結局するところ、答申案をどれだけ認めたかということが具体的な問題だと思います。答申案をあまりにも無視したのではないかとうことが事実問題だらうと思います。この点につきましては、四百七十七区のうち二百六十区をとつたことは、先ほど申しました。問題となりますのは三百一十七区の問題でござりまして、この残った三百一十七区につきまして何ゆえ修正したかということの第一点は、二人区を設けた理由で小林議員等にお答え申した通りでございます。またゲリマンダーではないかといふことにつきましては、客観的状態をもとにしてやつたのでござるから、私ども

もとしてはこれを答弁し得ると信じておるのでござります。しこうして最後に、これを決定するものは、党利であり、党略であるかどうかということは、有権者の投票となつて表わるものであるから、これを心に刻みつつこれを作った。また世評に対しまして、だんだんと私は自らの主張したことをおかりになりつゝあると信じております。

第二点といたしまして、二大政党はすでにてきておるのではないか、この際二大政党のできている上に小選挙区制を設ける必要もないではないかといふように聞き取れたのでござりますが、むろん二大政党を作るためにも、また二大政党が発展して行くためにも、選挙制度としては小選挙区制度がよいというのが私どもの信念でござります。

第三点といたしまして、小選挙区制は新らしいものであるから、これを行なうについては十分注意しなければならないでございます。婦人の立場におきまして、その社会的地位、経済上の關係等につき、ますます政治方面に出て行き、また実行していただきなければならぬと思います。今、総理大臣の申しました通り、政党が今までの考え方でなく、婦人の立場、婦人の政治ということを十分考えるときにおきましては、りっぱな婦人を公認されることはないことであると思います。

○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は、終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三二号)(趣旨説明)、

本案について、国会法第五十六条の規定により、衆議院の発議者から、その趣旨説明を求めます。衆議院議員鈴木義男君。

〔衆議院議員鈴木義男君登壇、拍手〕

○衆議院議員(鈴木義男君) 私は、われわれが提出いたしました公職選挙法中の一部改正法律案の提案の理由を、提案者一同にかわりまして御説明申し上げたいと存じます。

選挙法をむやみにいじる政界は内面的に欠陥があるのです。あまりやせらぬ感心せないこともあります。しかしながら

これが、そもそも非民主的、非立憲的であります。さての限りと存じていいのであります。(拍手) わが国の選挙のあり方については、明治から今日に至るまで、常に最もこの抜本塞源的な大切なことが忘れられて、正しい世論の發揚が妨げられているのであります。それはどうしたならば不淨の金、正しくない金が政治に動くことを阻止できるかということであり、次には、金の種類は問いませんが、どうしたならばふだんと選挙のときを通じて、投票買収という忘まわしい現象を払拭することができるかといふことであります。これらが最初であつてかつ最後の根本問題であります。そこでわれわれはメスをそこに入れた根本的治療法を今回の提案において試みたものであります。(拍手) 良心的にわが政界の浄化を思ふ者は、何人も反対のできない提案であります。現に内閣の選挙制度調査会におきましても、この調査会の審議のやり方といふものは、ことに採決のやり方といふものは、われわれは心から憤りを禁じ得ないのでありますするが、先ほど市川女史が申されましたように、蠣山政道委員のごとき、まことに適切な折衷案を提出しなったので、少くともこれについて多少の論議が二十分か、三十分くらいこれは行はれてよろしいのでありまするが、たとえば蠣山委員の説によれば、例を福島県にとりますと、今までの投票実績で行きますと、自由党は四十万から四十五万とつて十二人全部当選するのであり、社会党は三十一万とつておるのでありまするが、一人も出ることができないのがこの小選挙区の欠点であります。三十万が死

票となる。それを救う道はどうかといふので、ドイツのドント式を採用して、六割だけは選挙によらせよ、七人だけは選挙で出てくる者、との五山君提案の趣旨でありまして、それで行くならば、社会党も三人か、四人は出されるということになるのであります。が、むしろそういう案について、もう少ししまじめに審議をする雅量を示すべきであつたのに、星島委員のごとき、まことによい案を出されたが残念なことにおそ過ぎたと、こういうことである。何がおそ過ぎたのであるか。半年小委員会が審議を重ねまして、そろして本会、総会に移したのが三月十日であります。移して、午後一時から開いて、五時には採決をしてこれを内閣に送れといふのであります。こんな乱暴なことがどこにありますようか。私は、市川文史がすでに指摘されましたから、すべて省略をいたしますが、これに参与した学識経験者もすべて憤慨しておりますのであります。この点をおきましても、この調査会の答申には、一つ、そら嚴格に政治資金の規正をはかるべし、そらしてすべて資金の動きは公表させて監査することを可能にせよといふことを申しておるのであります。またあつせん収賄罪を規定すべしといふこともうたつておるのであります。

問題でありまして、しかも私どもの見るところでは、衆議院はまさに大きな行き過ぎを犯そうとしたしておるのであります。参議院の厳正公正なる良識の御発動を願うるの意切なるものがあるのであります。独りまして、少しく委曲を尽すこととのお許しを願いたいのであります。

そこで、今日わが国の政治家が手にする金のうち何名が清く正しい金であるかを反省されたいのです。独占資本、財閥、あるいは財界の連盟といふやうなところからくる金は、大ていゝ政治を一部特権者に歪曲するひもだつておるのであります。そうでなければ、造船汚職に見るよう、国民の血税を盗むのたぐいであります。一切の請負や土木や補助金等には油虫がついておるのである。余剰農産物を輸入する、外米を買う、砂糖、石油、bananaを輸入する、肥料を輸出する、これらに常に莫大な金がついておるのである。上の好むところ、下これにならうで、多くの国会議員も、地方議会の議員も、農協に、あるいは県信連に、県販連に、共済組合に、畜産組合に、森林組合連合会に、いろいろのものに冥加金を命じておるのであります。公金どころぼうにあらずして何ぞやと申し上げたい。(拍手)これ、われわれがこの政治資金規正法の改正案を提案した理由であります。その説明はここに省略いたしますするが、要するに、政党の本部、支部は、国家の恩恵を受けてはならないとするのであります。同じことを選舉に際して各候補者について禁止するの

が、今回のわれわれの提案であります。次に、最も憎むべきものはかのいわゆるあっせん取扱であります。かの殖産金庫、日本経済会等の破綻に際して、数千万円の金がそれぞれの政治家の手に渡ったことは明らかのことあります。これが何とか救済してやろう、お前今破綻しそうだが、一つこれは議会で何とかして放つてやろうといふことをほのめかすことによつて献金されるものであります。清職といふよりは詐欺に近いものであります。いずれにしても、手にすべからざる金であることは間違いない。物を輸入するその許可を得るべくあっせんしてやる、鉄道を敷くあっせんをしてやる、許可認可の口添えをする、役所に陳情をしてやる、すべてに車代以上の手数料をとられるのであります。はなはだしきは、陳情やあっせん依頼に行きますると、「お前幾ら持つて来たか」と聞く政治家があるのであります。政界の実力者と言われるような者ほど、この巨頭であり、常習者であるのが例であります。かくて、国民は政治家を貪官汚吏の徒と同視し、少しも尊敬せず、みずからも国会議員となるのは利権にありつくため心得て、國利民福などはてんで眼中にない政治が生まれてくるのであります。政治が信用を失墜していること今日よりはなはだしきはないであります。

の腐敗は「うるさい」ところから起るもので、南米のある国では「お前はいろいろをもらひではないか」と政治家に詰め寄ると、「ああ、もらうよ、いろいろももらうが、仕事をするよ」こういふことを言つていはつておるそうであります。國民もまた、あれはいろいろも取るが、仕事をする。石川五右衛門を賞賛する心理に類似するものがあるのであります。どこかの國の國民の意識にもこれに近いものがあることを遺憾とせざるを得ないのであります。ゆえに過酷のようでありますけれども、選舉制度調査会すら、あっせん収賄罪を立法化せよと答申しておるのであります。われわれも、政府が提案しないならば、ぜひ近くこれを提案したいと存じておる次第であります。

き問題であるとわれわれは考えるのです。  
政治の腐敗は常に選挙の腐敗から起  
るのであります。よつて選挙と政治と  
が清い手で行われることを第一に確保  
しなければならないと信ずるものであ  
ります。そのために、政党がきたない金  
を手にしないように、政治資金規正法  
を出しますとともに、別にこの選挙  
そのものを徹底的に明朗化いたします。  
るために、選挙に関して候補者が国、  
公共企業体または地方公共団体から恩  
恵を受けている企業、会社、法人、そ  
の他一定の団体等から選挙資金をも  
らつてはならないという規定を設けよ  
うとするものであります。すなわち現  
行法の百九十九条におきましては、  
国、公共企業体及び地方公共団体と特  
殊の利害関係のある者からの寄付を禁  
止するにとどめておるのであります  
が、今回これを拡大いたしまして、国  
または地方公共団体から補助金、獎励  
金、助成金、負担金、その他これらに準  
ずる交付金の交付を受けている会社そ  
の他の法人、国または地方公共団体か  
ら貸付金等の財政援助または直接もし  
くは間接に利子の補給金、損失補償等の  
財政援助を受けている会社その他の法  
人、国または地方公共団体が資本金の  
全部または一部を出資している会社そ  
の他の法人から出資を受けている会社そ  
の他の法人、国または公共団体が借入  
金の元金または利子の支払いを保証し  
ている会社その他の法人を新たに追加  
いたしますとともに、同条第二項に  
おいて、これらの寄付をしてはならな  
い期間を定め、さらに同条第三項にお

いて、前記各号に掲げるものを主たる構成員とする団体または連合体もまた寄付をしてはならないことといたしましたのであります。また、これに関連いたしまして、第二百条に新たに第三項を設けて、寄付の勧説、要求等をしてはならない期間等を定め、また、第四百項においては、百九十九条第三項に定める団体、連合体に対する寄付の勧説、要求等をしてはならない期間等を新たに規定した次第であります。

次に、この提案においては、選舉における腐敗と卑劣なる競争等を排除いたしまして、不法なる選舉運動によって当選人が当選を失ういわゆる連座の場合を著しく拡張いたしました。従来は総括主宰者または出納責任者が罪を犯し、刑に処せられた場合にはのみ候補者はその当選を失つたのでありますするが、これにもただし書がついておりまして、候補者が相当の監督、注意をしたときはその責めを免れることになつておりますて、せつかくの規定を空文化しておるのであります。よつて本法案におきましては、そういう免責規定はこれを認めないこととしたのであります。候補者は常にその責めに任すべきものと信ずるのであります。また、せつかくこの規定がありまして、用意周到に総括主宰者や出納責任者は刑事責任を免れておりながら、相當数の選舉違反を出す場合が少くないのでありますから、免れてはならないものもまれにありますから、そういうようなときは、これは候補者に累を及ぼさないのでありまするが、そうで

なく、何らかの意味で総括主張者や出納責任者にあとで払つてやる、あとで相当なお報いをするというような暗黙の了解があつて、意思の疎通があつて選挙違反を生じたと目せられますする限り、やはり当選の効力を失うものとしたのであります。ただしその場合は、意思を通じたか、いかにについて争う余地を存せしめまするために、訴訟に訴えることを許しておるのであります。総括主張者や出納責任者が違反を犯した場合には、有罪が決定されりますが、このくらいにしなければ当然失格するのであります。これらは訴訟の結果失格が決定するわけであります。これは一見過酷に似ておられまするが、このくらいにしなければ、とうていわが国において短期間に公明選挙を招来することはできないと信ずるからであります。イギリスの選挙が、一件の買収もないとされますのは、先般選挙制度調査会からも三人の諸君が多大の国賃を使ってイギリスの選挙を見に行つて、一件くらい買収犯がありはせぬかといつて探したけれども、ついになかつたということであります。そういうことになつたのは、あらゆる違反が累を候補者に及ぼすようになつておるからであります。しかも、候補者は以後十年間は立候補できないようになつたまゝのであります。しかも、これまでおるのに、われわれはかんがみるべきと存ずるのであります。(拍手)

投票は、私の選挙区にもあります。が、數十人出してくれるけれども、總括主張者と出納責任者は全くロボットで知らないことになっておるのであります。そういう場合には、自分は金はもらつたが、別な人に投票したなんといふ、事実そういうこともありましたよ。けれども、そういう弁解は許さない。とにかく影響があつたと思われる買収をした者、相手方及びその影響を受けた者、それらの投票はすべてこれを無効として累計いたしまして、当選の票数から減票いたしまして、その結果当選を失う場合もあり得ることを規定いたしました。これまでの公正選挙の先進国たるイギリスの選挙法の規定をそのまま取り入れた次第であります。で、あらゆるこの買収行為は、要するに当選させたいために行われるのありますから、どんな巧妙な買収も結局は累を当選者に及ぼし、失格させるおそれがあるぞということが周知徹底されますれば、よほどこれ卑劣なる行為に出る者が少くなるのではないかと存ずるのであります。（拍手）

や停車場を改築してやる、あの橋を賣してやる」と、  
してやると、地方的利益の誘導を露呈  
にやっていることが明らかになりました  
て、つまり百四十人をみなやるおつゞ  
りがあるならば、この人もやりなさい  
と検事局に申したら、まあこれはしば  
らく猶予しようということに相なつた  
のでありますするが、そういう調子でさ  
ります。道路・港湾・ダムの建設、鐵  
道の誘致、補助金の獲得というようなら  
れわれのいなかでは思つていてます。鉛  
木などは橋もかけないし、土手も直  
てくれないから、あれはだめだ、ころ  
いうことになつておるのであります。  
(笑声)それから始終あらゆる機会にあ  
らゆる行事に寄付をする。鎮守の祭  
礼、家族の慰安会、碁や将棋の会合、  
スポーツの会、同窓会、運動会、何も  
自分の関係のない会に寄付をするので  
あります。それから巧妙な供應接待でさ  
らともなくお酒が届くのである。(青年  
団、農協の会合、道路普請、骨休めの  
会、忘年会、必ず酒が届くのであります  
す。ある県の某候補者のごときは、バ  
スを用意して鉢山の見学と称して延べ  
人員數千人をかわるがわる山に連れて  
行って、そうして山を見せたほかにござ  
ります。ちそりをして帰した。その費用數千万  
円と言われておるのでありますするが、  
やはり当選をいたしました。(笑声)そ  
れからある選挙におきまして、市町村  
会議員を朝飯会とか、昼飯会といふよ  
うなものに五十円の会費で呼んで、そ  
うして實質五百円、一千円のどちらをさ  
するのであります。かくのごとくにして  
て、どうも自分は一千万円ほど今度の  
選挙にかかつてしまつたといって、く

どいたのを私は聞いておるのであります。東京見物の案内、国会見学の接待、会館のレストランに今月は一二回、先月は二万円と言つてくどいておのも、私は現実に承つておるのであります。参議院の選舉におきましてはここに譲席を持つておられる方にありますまいが、われわれのところにくる手紙によると、そこぶる巧妙にして、しかも相当露骨なる事前買収運営が行われておるといふことを報道、たしておるのであります。それから娘夫婦葬祭には、親しいか親しくないか、親疎、社会的地位がどれくらいですか、そういうことを問わないで、そんとして豪華な花輪を贈る、御香典を贈る、あるいは結婚のお祝いを贈る、不相応な贈りものをするのであります。はなはだしきは、大の子が生まれたとあってお祝いをする。お寺の屋根がうるさいも寄付をする。そのために町々村々に探題を置きまして、當時敏活に行動させるのであります。(拍手)

それから、戸別訪問はのべつまくなってしまります。ある地方では、この訪問の回数によって当落が決すると言わいでおるのであります。五当三落といふのは、あの人は私の家に五回来てくれたが、あの人は三回しか来てくれないから、五回の方に入れよう、こういふのであります。これは現実に私はあらゆる町長選挙において承知いたしております。それから群れをなしておる全村民がかわるがわる戸別訪問に従事するのであります。自分だけが裏切りのように思われるからといつて、みなが全部を押しまくる、エジプト上は、みんながかわるがわる全部にわたって訪問を開けないと、自分だけが裏切りのように思われるからといつて、

トのイナゴのことき光景を呈したことがあるのです。(笑声)私の知つてあるある議員のこときは、訪問に忙くて国会の議席にいるのはきわめて少ないのであります。そこで選舉区が小さければ小さいほど、まんべんなくこれを行うのであります。候補者が莫大な財を費し、選挙民の良心を麻痺せしめ、選挙界を腐敗せしめること、これより大きなことはないのです。利権政治もかかれて、選挙前六ヶ月が時効の限界であります。よつて本法案におきましては、選挙前六ヶ月では選挙中検挙しない習慣がありますから、五ヶ月しか轉ることはできないのです。そこで今回三年に改めまして、立候補前二年までは、さかのぼつてこれを検挙し得ることといたして、この種の慢性買収の弊を根本的に排除しようとしたのであります。(拍手)

のであります。無料はがきの枚数や、ポスターも多くいたし、政見放送でもできるだけ多くし、テレビジョンも活用するようにいたしたのであります。また、貧乏な者でも立候補できるようになりますことが正しい政治の方針と信じまして、供託金は現行の十万円を維持することといたしましたのであります。今しきりに選挙区を小さくしろといふ論が行われておるのであります。が、選挙区の変更よりは、ただいま私の申し述べるようなことの方にはるかに腐敗を防止し、選挙費用を少からしめ、公正にして明瞭な世論の発揚に役立つ解決問題であると信ずるのであります。すべての解決は、まずこれを行なってからだということを申し上げたい。汚れた手で作り出す多数というがごときは、国家を滅ぼす以外の何ものでもないということをよく御記憶を願いたいのであります。(拍手)

眞に良心的に国家の前途を憂うる諸君は、満場一致われわれの提案に賛成され、可決されんことをこいねがう次第であります。(拍手)

○謹長(河井彌八君)　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。小酒井義男君。

〔小酒井義男君登壇、拍手〕

○小酒井義男君　私は、ただいま衆議院議員鈴木義男君より提案説明がありましたところの公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問を行い、疑義のある諸点を明らかにいたしたいと思います。特に本日は、あまりにも露骨な党略案であるといつて天下に悪評の高いところの政府案と一緒にこの案が上程をせられました。わが国の二大政党である社会党の持つ

性格と、自由民主党の持つ性格とが明らかにされますことは、主権者である国民諸君に対しましても、批判の材料に資する点が多いと思うのであります。かような意味におきまして、私は提案者に対する以下数点の主要なる点について質問を行いたいと思います。

質問の第一点は、特定の寄付の禁止についてであります。政府から財政的援助を受ける会社、法人及び公団、公社、また、国または公共企業体の工事を請負うところの団体等から政治資金を受けることを禁止することは、当然必要なことであると私は考えております。参考までに提案者にお伝えいたしますが、当院におきましても、かねてより國務大臣が政府から援助を受けたる諸団体の役職を兼任することは不適当ではないか、國務大臣の兼職を禁止すべきであるという意見があるのであります。この提案の趣旨は、それと同様の意義を持つものであり、腐敗政治を一掃する上において非常に必要なことであると思い、私は心から賛意を表したいのですが、ここに一つ疑問を持ちます点は、たとえば労働組合が、ベース・アップ等の点について経済的な関係で、非常に密接な関係のある政党に政治献金を行なことがある。それを禁止しないのは片手落ちではないかといふような意見も出るのではないかと懸念をするのであります。この点について、提案者はいかよくなお考えであるか承わりたいのであります。

連座せしめるということは当然必要なことであると思います。そうすることによって選挙を公明ならしめる一助にもなれると思いますから、この点もうなづかれるのであります。これの時効をして一年から二年に引き上げるといったまことに、立候補をするまでさかのぼらなければ、非常にいいと思いますが、かなり以前にさかのぼってそうした問題を検挙申し、起訴するということは、実際上可能か不可能か、私は不可能に近いのです。それが提案者として可能であるということならば、それの論拠を一つ明示願いたいのです。

分の手に受け取つたが、実際の投票はほかの候補者に投票をする、あるいは棄権をする、また無効投票する、こういう点についてこれを実際上区別する方法があれば、それを一つ御明示を願いたい。

質問の第五点は、立会演説会の存置についてであります。立会演説会を存置することの必要性は、これはだれも必要であるといふ議論をする人が私は多いと思うのです。ところが先ほど政府案の説明によりますと、二名や三名の候補者、そういう少い場合に立会演説会といふものは効果がないではないか、こういう説明です。しかし私は、政府案が立会演説会を廃止した真意といふものは、また別にあるものと思っております。しかし立会演説会を廃すということについて、政府側の提案者は、いろいろ表面は少数だからといふことを理由にあげておるのであるが、これについて提案者としては、少数でも立会演説会は必要であるという点について、一つの納得のいく御説明が願いたいのであります。

私は以上五点について、右のような問題点のみをあげて簡単に質問をいたしました。質問は簡単であります、一つ答弁の方は懇切明快に述べていただきたいたいということを希望いたしまして、私の質問を終ります。（拍手）

れはよく問題にされるのでありまするが、労働組合も政治資金規正法においては規正されておるのであります。併て労働組合から献金をもらつた者は届け出なければならないのでありまするし、その収支を明らかにする義務があるのであります。ただし、今度の規定における禁固三年以下、五万円以下の罰金に処するという、この刑事犯に問う場合におきまして、個々の労働者が自己の賛成する主義政見を持つ政党の候補者に献金をすることは、たとえば個人の資本家が、自由民主党の候補者に献金するのを少しも禁じておらないのであります。また教職員のことき、公務員ではないか、国家から月給をもらつていいながら、特定の候補者に寄付するのはけしからぬというような御議論を聞くのであります。が、それならば、国家から月給をもらつた後、もらつた月給は自分の財産であり、自分の所有権でありますから、どう処分しても公序良俗に反しない限り差しつかえないことであります。そこで、どうもこれは違法として論すべきものではないのであります。(拍手)ゆえに私どもは、これは労働者たると、資本家たると、官公職員たると区別のないものであつて、個人としての寄付を総合して、これを扱うことは、少しも差しつかえないといいう見解を持っている次第であります。

（註）「日本國之國名」，即「日本國」之國名，是中國人所稱呼者。

す。私は、あの事務所には自動車は一台しか使えないのに、三台合わしてやっているから、あれは自動車違反の現行犯だから警察につかまえなさいと言つたって、あのまあ、いざれ後ほどなどと言つて最後までやらない。また立会演説会に一緒に歩いている候補者が、演説会が二十分間ですか、終るところの有志を集めて、会費百円くらい取ると言つていても、千円ぐらいいの酒食の供應をやっておる。私は、あれは警察に、供應の現行犯だからちゃんと記録しておいて、あとで検挙したまえと言つたけれども、どうもちよつと、あとがおそろしいなどと言つてやつておらないのであります。ゆえに、今やつている目の前の現行犯さしつかまらないのですから、なかなかこれは二年前の現行犯をつかまえてくれると頼んでもむずかしい。そこで今度の選挙制度調査会におきましたは、選挙公正監視委員といふ公けの委員を作ることを提案したのであります。われわれもこれは大賛成であります。これを一つ提案いたして——政府が出来なければわれわれが提案いたしたいと思つておりますが、おのの政党においてこういふ監視委員をこしらえます。それで証拠を収集し、あすこで立候補したならば、これを検察庁に差し向ける。私は今の警察——自治体警察はどうも信頼ができなかつたのであります。ただいま申しますように、現行犯を指図してもしばらぬ警察であるから。今度府県警察となつて、よほどよくなつたのでありますが、やは

り私は最初から、立法論いたしました。では、検察庁に直属の警察官を置いて、演説会の違反は、この検挙などと言つて最後までやらない。また立会演説会に一緒に歩いている候補者が、演説会が二十分間ですか、終るところの有志を集めて、会費百円くらい取ると言つていても、千円ぐらいいの酒食の供應をやっておる。私は、あれは警察に、供應の現行犯だからちゃんと記録しておいて、あとで検挙したまえと言つたけれども、どうもちよつと、あとがおそろしいなどと言つてやつておらないのであります。ゆえに、今やつている目の前の現行犯さしつかまらないのですから、なかなかこれは二年前の現行犯をつかまえてくれると頼んでもむずかしい。そこで今度の選挙制度調査会におきましたは、選挙公正監視委員といふ公けの委員を作ることを提案したのであります。われわれもこれは大賛成であります。これを一つ提案いたして——政府が出来なければわれわれが提案いたしたいと思つておりますが、おのの政党においてこういふ監視委員をこしらえます。それで証拠を収集し、あすこで立候補したならば、これを検察庁に差し向ける。私は今の警察——自治体警察はどうも信頼ができなかつたのであります。ただいま申しますように、現行犯を指図してもしばらぬ警察であるから。今度府県警察となつて、よほどよくなつたのでありますが、やは

り私は最初から、立法論いたしました。では、検察庁に直属の警察官を置いて、演説会の違反は、この検挙などと言つて最後までやらない。また立会演説会に一緒に歩いている候補者が、演説会が二十分間ですか、終るところの有志を集めて、会費百円くらい取ると言つていても、千円ぐらいいの酒食の供應をやっておる。私は、あれは警察に、供應の現行犯だからちゃんと記録しておいて、あとで検挙したまえと言つたけれども、どうもちよつと、あとがおそろしいなどと言つてやつておらないのであります。ゆえに、今やつている目の前の現行犯さしつかまらないのですから、なかなかこれは二年前の現行犯をつかまえてくれると頼んでもむずかしい。そこで今度の選挙制度調査会におきましたは、選挙公正監視委員といふ公けの委員を作ることを提案したのであります。われわれもこれは大賛成であります。これを一つ提案いたして——政府が出来なければわれわれが提案いたしたいと思つておりますが、おのの政党においてこういふ監視委員をこしらえます。それで証拠を収集し、あすこで立候補したならば、これを検察庁に差し向ける。私は今の警察——自治体警察はどうも信頼ができなかつたのであります。ただいま申しますように、現行犯を指図してもしばらぬ警察であるから。今度府県警察となつて、よほどよくなつたのでありますが、やは

り私は最初から、立法論いたしました。では、検察庁に直属の警察官を置いて、演説会の違反は、この検挙などと言つて最後までやらない。また立会演説会に一緒に歩いている候補者が、演説会が二十分間ですか、終るところの有志を集めて、会費百円くらい取ると言つていても、千円ぐらいいの酒食の供應をやっておる。私は、あれは警察に、供應の現行犯だからちゃんと記録しておいて、あとで検挙したまえと言つたけれども、どうもちよつと、あとがおそろしいなどと言つてやつておらないのであります。ゆえに、今やつている目の前の現行犯さしつかまらないのですから、なかなかこれは二年前の現行犯をつかまえてくれると頼んでもむずかしい。そこで今度の選挙制度調査会におきましたは、選挙公正監視委員といふ公けの委員を作ることを提案したのであります。われわれもこれは大賛成であります。これを一つ提案いたして——政府が出来なければわれわれが提案いたしたいと思つておりますが、おのの政党においてこういふ監視委員をこしらえます。それで証拠を収集し、あすこで立候補したならば、これを検察庁に差し向ける。私は今の警察——自治体警察はどうも信頼ができなかつたのであります。ただいま申しますように、現行犯を指図してもしばらぬ警察であるから。今度府県警察となつて、よほどよくなつたのでありますが、やは

り私は最初から、立法論いたしました。では、検察庁に直属の警察官を置いて、演説会の違反は、この検挙などと言つて最後までやらない。また立会演説会に一緒に歩いている候補者が、演説会が二十分間ですか、終るところの有志を集めて、会費百円くらい取ると言つていても、千円ぐらいいの酒食の供應をやっておる。私は、あれは警察に、供應の現行犯だからちゃんと記録しておいて、あとで検挙したまえと言つたけれども、どうもちよつと、あとがおそろしいなどと言つてやつておらないのであります。ゆえに、今やつている目の前の現行犯さしつかまらないのですから、なかなかこれは二年前の現行犯をつかまえてくれると頼んでもむずかしい。そこで今度の選挙制度調査会におきましたは、選挙公正監視委員といふ公けの委員を作ることを提案したのであります。われわれもこれは大賛成であります。これを一つ提案いたして——政府が出来なければわれわれが提案いたしたいと思つておりますが、おのの政党においてこういふ監視委員をこしらえます。それで証拠を収集し、あすこで立候補したならば、これを検察庁に差し向ける。私は今の警察——自治体警察はどうも信頼ができなかつたのであります。ただいま申しますように、現行犯を指図してもしばらぬ警察であるから。今度府県警察となつて、よほどよくなつたのでありますが、やは

り私は最初から、立法論いたしました。では、検察庁に直属の警察官を置いて、演説会の違反は、この検挙などと言つて最後までやらない。また立会演説会に一緒に歩いている候補者が、演説会が二十分間ですか、終るところの有志を集めて、会費百円くらい取ると言つていても、千円ぐらいいの酒食の供應をやっておる。私は、あれは警察に、供應の現行犯だからちゃんと記録しておいて、あとで検挙したまえと言つたけれども、どうもちよつと、あとがおそろしいなどと言つてやつておらないのであります。ゆえに、今やつている目の前の現行犯さしつかまらないのですから、なかなかこれは二年前の現行犯をつかまえてくれると頼んでもむずかしい。そこで今度の選挙制度調査会におきましたは、選挙公正監視委員といふ公けの委員を作ることを提案したのであります。われわれもこれは大賛成であります。これを一つ提案いたして——政府が出来なければわれわれが提案いたしたいと思つておりますが、おのの政党においてこういふ監視委員をこしらえます。それで証拠を収集し、あすこで立候補したならば、これを検察庁に差し向ける。私は今の警察——自治体警察はどうも信頼ができなかつたのであります。ただいま申しますように、現行犯を指図してもしばらぬ警察であるから。今度府県警察となつて、よほどよくなつたのでありますが、やは

は、第一に、何を隠そら、実質的に  
りっぱなクーデターにはならない。  
第二に、これによつて政府与党は日本  
の保守勢力の永久政権を実現しようと  
しているものである。第三に、政府与  
党が国民の利益よりも保守党の党略を  
主としているこの計画を立てているもので  
あって、現に、政府与党は国民の三分の  
一に近い多数の投票をあえて死票とし  
ようとしているではありませんか。  
鳩山首相は、いやしくもクーデターの  
嫌悪を受け、永久政権の陰謀の非難を  
受け、保守独裁の批判を受けて、しか  
もなお政府みずから意見を聞いた選挙  
制度調査会の有力な反対を無視して、國  
民の反対を踏みにじり、國民の不安と  
恐怖とを押ししつつ小選挙区制を強行  
すべきでない。もし政府与党が、いや  
しくも実質的にクーデターにひとしい  
小選挙区制を強行するならば、将来万  
一本かかる政治勢力がクーデターを企  
てようとも、これに対抗しがたくなる  
のではないか。新しい日本の民主主義  
のもとに、今、いやしくもクーデター  
の道を開く責任を政府はどうするの  
か。第二次大戦後、フランス、またイ  
タリア、また西ドイツにおいて、進歩  
的勢力の進出を阻止しようとした選挙  
法工作が、すでに惨憺たる失敗のふち  
に立つてゐる今日、そのあとを追おう  
としている政府与党の小選挙区制定法案

を、鳩山首相はその政治感覚をもつて、断然撤回すべきではないか。それとも、鳩山首相、政府与党は、もはやその機会はないなどみずから判断しているのか。人工的な選挙法工作などにひそむ、すら頼るのではなく、もっぱら政策によって国民の信頼を求めるこそ、党々たる民主主義政治家として鳩山首相の行くべき道である。

政府のいわゆる二大政党対立の主張は、現在そのほかの、あるいは共産党、あるいは労農党などの政党及び無所属などに与えられている国民の貴重なる投票を殺してしまおうとしているのか。しかばば、すなわち国民の間に議会外の行動が起つてくるとしているが、その責任は全く政府にあるとさわれる。ねばならぬのではないか。（拍手）小選挙区制ではなく、本案こそ焦眉の急務であるとする本案提出者は、政府与党の小選挙区制が野党社会党に与える不利よりも、その民主主義を破壊する実質的クーデターとして、保守永久政権の陰謀として、保守党独裁としての危険を国民の前に明らかにするべきではないか。

本案は、第一に、いわゆる政治資金の腐敗の防止を目的としているが、本案提出者は、政治資金の腐敗の最大最悪の現状の急所をどこに置いておるのか。その現状を国民の前に明らかにし、それを根絶する確信を示されたい。

第二に、本案は買収などの選挙違反行為の根絶を約束しているが、現在国民の自由なる選挙を破壊しようとしている最もおそるべき違反行為を、本案はいかにとらえようとしているのか。

政府官権による選挙干渉による選挙の自由の破壊に対しても本案はいかに對処しようとしているのか。確信を示されたい。

第三に、本案は選舉公営の拡大の重点をどこに置こうとしているのか。政府案は立会演説会を廃止しようとしているが、本案提出者は、これをいかに批判し、いかなる主張をもつて立会演説会などを拡充しようとしているのであるか。

最後に、今や保守党独裁の危険は世論の指摘するところであります。本案提出者は、いかにこの危険に対処しようとしているのか。現在鳩山内閣をめぐつて、かつて日本をファシズムと戦争との破滅の道に導いた最悪の政治勢力が独占資本を背景として策動しているが、かくてわが憲法が危くされる現在、民主主義を守ろうとするすべての政治勢力の共同戦線の必要を、本案提出者はどの程度まで認識しておられますか。

以上、お答えをお願いするものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) ただいまの羽仁君の発言のうちには、適当でない言葉があつたと考えます。同様に、速記録を調査いたしまして善処いたします。

〔衆議院議員鈴木義男君登壇〕

○衆議院議員(鈴木義男君) 羽仁君の御質問の第一は、「二大政党の対立にあまり偏曲し過ぎて、ほかの党を顧みないではないか」ということが含まれておりますが、われわれは、政府案は確かにそうであります。が、われわれは、政府案は確かにそういうことは関係ないのであります。

まして、あらゆる政党を尊重いたしておるつもりであります。ただ、この連携法改正は政局安定のためだ、要するに二大政党をますます立てるためだと、いろいろと申すのであります。しかし、今やこの二大政党は期せずして実際実現しておるのであります。衆議院においては自民党は三分の一だけ多数を占めておるので、十分に自政局は安定しておるのであります。それ以上の多数を取らうというのは、一體貧欲といふものであります。おそらくは社会党の存在を煙たがつて、これをさらに激減させて、保守一党的独裁政権をねらつておるものであろうと思ふのであります。これはこの選挙法を手段とする一種のクーデターであることは、羽仁君の仰せられる通りであります。イタリアのムソリーニがやったことであります。自民党のこの暴業を見て、若い青年諸君のうちには、議会主義、平和革命にあいそをつかれて、ふたび暴力革命を思う者がふつつつあるということは、国家のために遺憾千万なことであります。(拍手)

Digitized by srujanika@gmail.com

は、これを法律では規定し切れません。また立会演説会等の内容を豊富にいたしまするためには、これから、いすれも規則その他を作りまして、十分に一つ立会演説会を活用して、批判の自由も許し、質問も許し、いろいろ、もっとおもしろい演説会にすることによって、政治教育普及の機会にもすることができようと考えております。また独占資本あるいは独裁に対する闘争は、それは羽仁君の仰せらるる通り、あらゆるそれらの民主的団体と手を携えてわれわれは大いに戦うつもりである次第であります。題ではありますんで、選挙法上の問題としてお答えをしておく次第であります。(拍手)

第二十七号

## 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 正する法律案

## 恩給法の一部を改正する法律の二

昭和二十八年法律第百五十五号、恩給法の一部を改正する法律によつて原則として著述されたのでありますぶ、改

本案全部を問題に供します。

正前の恩給法第三十八条の四に規定す

○副議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

る職員は、通常の業務に従事する職員に比べて永年勤続することがほとんど

○副議長(重宗雄三君) 日程第四、下  
級裁判所の設立及び管轄区域に関する

に統一してあるという実情でありまして、かかる不健康業務に従事する職員

法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といったしま  
す。

りましたので、それまでの間、これらの人々については、前述の通り暫定的

〔審査報告書は都合により追録に  
ます。委員長の報告を求めます。法  
務委員長高田なほ子君。

法の改正が行われてきたのであります  
が、昭和三十一年三月三十一日をもつ

## 下級裁判所の設立及び管轄区域に 掲載

にかわるべき制度の決定を見るまでの

## 関する法律の一部を改正する法律 案

四庫全書

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

ころ、千葉委員より質疑及び討論省略

衆議院議長 益谷秀次  
參議院議長 河井彌八殿

て採決いたしました結果、全会一致を

下級裁判所の設立及び管轄区域  
丁綱素平所の設立及び管轄区域に  
関する法律の一部を改正する法律  
案

以上、御報告申し上げます。

に關する法律の一部を改正する  
法律

なければ、これより本案の採決をいた  
ます。

（田村二十一年九月第十二号）の一部を次のように改正す。



18

同表鎌井簡易裁判所の管轄区域の欄中「三輪町」を「大三輪町」に改め、「銀山村」を削り、同表吉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「秋野村」を削り、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「苗村 銀山村」を「龍王町」に改め、同表海南簡易裁判所の項を次のように改め  
る。

和歌山県の内  
海南市  
海草郡の内  
安原村 初島町 下津町 野上町 美里町 細野村

名手村、名手町、猪宿村を「那賀郡」に改め、同表申本簡易裁判所の管轄区域の欄中、「海岬村」、  
村、田並村、有田村、和深村、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中、「愛知郡の内」及び同  
表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中、「天白村」を削り、同表愛知瀬戸簡易裁判所の名称の欄中  
猪高村

石巻 宮城県の内

「愛知瀬戸」を「瀬戸」に、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「明星村 新宮村」を「斎明村」に、「持生村 五ヶ谷村」を「勢和村」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「田丸町」を「玉城町」に改め、「有田村」及び「東外城田村」を削り、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「志津村 三方村 天津村」を「清水町」に改め、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸坂村」を削り、同表安芸四条簡易裁判所の管轄区域の欄中「東志和村 志和堀村 西志和村」を「志和町」に、「久芳村 竹仁村」を「福高町」に改め、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「周防村」及び同表鹿野簡易裁判所の管轄区域の欄中「向道村 須金村」を削り、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑根村」を「美川村」に改め、「河山村」を削り、同表美作簡易裁判所の管轄区域の欄中「公文村」、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「米里村」及び同表倉吉簡易裁判所の管轄区域の欄中「灘子村」を削り、同表八橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「大誠村 榊村」を「大栄町」に、同表黒坂簡易裁判所の管轄区域の欄中「日野上村」を「伯南町」に、「山上村 大宮村 阿尾嶺村」を「高宮村」に改め、同表久留米簡易裁判所の項を次のように改める。

久留米市 三井郡  
三瀬郡の内

高田女は子吉立、白手  
城島町 三瀬町 篠邦町 大善寺町

〔高田なほ子君登壇、拍手〕  
○高田なほ子君　ただいま上程  
ました下級裁判所の設立及び管  
に関する法律の一部を改正する決  
につきまして、委員会における審  
経過及び結果について御報告申  
ます。

に行われておりますので、それに伴つて、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。その改正の要点は、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更と、同法別表の整理であります。すなわち、第一に、簡易裁判所の名称は、従来その大部分が所在地の市町村の名称を冠しておりますが、市町村の廢置分合、またはその名称の変更に伴い、簡易裁判所の名称もまたこれ改める必要がありますので、福岡県宇島市が設置され、さらに同市の名称が豊前市と変更されたことに伴い、八屋簡易裁判所の名称を豊前簡易裁判所と改めるのを初めといたしまして、合計七簡易裁判所の名称を変更しようとするものであります。第二に、簡易

裁判所の管轄区域については、從来、行政区分またはこれに準すべき区域を基準として定められております関係上、市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の管轄区域に変更を加える必要がありますので、埼玉県北足立郡の管轄に属する同県北埼玉郡旧下忍村の区域を大宮簡易裁判所の管轄に変更

するのを初めといたしまして、合計十四の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。第三に、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について、当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もありませんでしたので、討論を省略い

同表三本簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬江村」及び同表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「長瀬村」を削り、同表平簡易裁判所の管轄区域の欄中「内郷市」を「内郷市勿来市」に改め、同表赤湯簡易裁判所の管轄区域の欄中「中川村」、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「門馬村 小国村」、同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「平鹿郡内の新郷村」及び同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「川西村」を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「北川村」を「名川町」に、「向村 名久井村」を「南部川内村」に、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸来村 野沢村 浅田村 豊崎村」を「福栄村 五名村 白島村」に改め、「新郷村」に、同表石狩深川簡易裁判所の名称の欄中「石狩深川」を「深川」に、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「石田村 神前村 富田村 松尾村」を「寒川村 大川村」に改め、同表大内簡易裁判所の管轄区域の欄中「白鳥本町」を「白鳥町」に改め、「福栄村 五名村 白島村」を削り、同表丸龟簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯野村」及び同表普通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「高柳村」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「住吉村」を「藍住町」に改め、「藍園村」を削る。



昭和三十一年二月二十八日 参議院会  
当類を除くが本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て借入金の返還または設備の改善に充てる經費を加減して使用することができる。

昭和三十一年度収支予算書

品を改正する法律案外一件

送に關係ある各項に充てて使用することができる。

第十三条 駐留軍の放送役務に對し、契約金の收入があつたときは、その金額は役務に關係ある各項に充てて使用することができる。

## 昭和三十一年度事業計画

## 計画概説

昭和三十一年度における日本放送協会の事業運営については、公放送の使命達成を期するためラジオにおいては、全国あらゆる受信できるよう難聴地域の解消、老朽設備の改善並びに教養、報道、慰安放送及び地域社会に直結する放送番組の内容充実を図るとともに、諸経費の節減に留意して業務の合理的運営につとめる。

## 2 テレビジョンにおいては、札幌はか七局の建設並びに既存施設の改善を図るとともに、放送番組の内容の充実につとめる。

3 技術研究においては、放送技術の基礎的並びに実用的研究を積極的に行い、特に受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びテレビジョンの研究につとめ、わが国技術水準の向上に資する。

4 国際放送においては、広くわが国の実情を紹介して、諸外国の理解を深めるとともに、文化の交流を図つて国際親善並びに貿易の振興に寄与するため、放送内容の拡充を図る。

## 二 建設計画

## (ラジオ)

昭和三十一年度における建設計画は、難聴地域の解消、老朽設備の改善並びに技術研究施設等の整

備を行うこととし、総額九億七、五〇〇万円をもつて施行する。

1 内訳  
放送施設の建設  
速かに難聴地域の解消につとめることとし、福岡、札幌局の増力、中継放送所五局の建設等に二億五、〇二〇万円である。

2 放送施設の改善  
放送装置、音声調整装置、録音中継機器及び福岡その他の演奏所設備等の改善に三億九、〇二〇万円である。

3 技術研究施設の整備  
無線、電子管、音響及びテレビジョン等の研究施設並びに超短波中継試験及び各種調査試験用施設の整備に七、〇〇〇万円である。

4 建設要員  
局舎及び一般施設の改善  
老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇〇〇万円である。

## 5 建設要員

建設工事に従事するものの定員を一三三人とし、これに対する給与その他の経費五、四六〇万円である。

## (テレビジョン)

昭和三十一年度における建設計

画は、札幌はか七局の建設を行は、東京、大阪、福岡その他既設局の改善並びに今後の建設ための調査を行うこととし、総額五、一六〇万円をもつて施行する。

## 1 放送施設の建設

札幌、函館、鶴岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山地区の放送局の建設並びに今後の置

局の調査等に三億九、四五〇万円である。

2 放送施設の改善  
東京、大阪、福岡その他の既設局の放送施設の改善に一億九二〇万円である。

3 建設要員  
建設工事に従事するものの定員を三〇人とし、これに対する給与その他の経費一、二五〇万円である。

4 建設要員  
局舎及び一般施設の改善  
老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇〇〇万円である。

## (ラジオ)

1 要員及び給与  
定員としては、前年度八、四四九人に対し、設備の増加、受信契約者数の増加等により現業要員一五六人の増員を予定するが、他方経営の合理化により一五三人の節減を見込み、定員八、四五二人であり、これに対する給与の総額は三一億九六一萬七千円である。

## 2 国内放送

イ 放送関係  
(1) 放送番組については、番組内容の充実により、前年度三億八、四一一万二千円に対し七、九三二万一千円の増額となり、総額二四六、三三三万三千円である。即ち、番組の編成に四億三、五三八万八千円、番組の実施に一六億五、八二三万一千円、番組の資材整備に二億四、九九六万一千円及び番組の調査研究その他の一億一、九七五万三千円である。

## 3 放送関係

昭和三十一年度における建設計画は、札幌はか七局の建設を行は、東京、大阪、福岡その他既設局の改善並びに今後の建設ための調査を行うこととし、総額五、一六〇万円をもつて施行する。

4 建設要員  
局舎及び一般施設の改善  
老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇二〇万円である。

5 建設要員  
建設工事に従事するものの定員を一三三人とし、これに対する給与その他の経費五、四六〇万円である。

6 建設要員  
局舎及び一般施設の改善  
老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇二〇万円である。

7 建設要員  
局舎及び一般施設の改善  
老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇二〇万円である。

8 建設要員  
局舎及び一般施設の改善  
老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇二〇万円である。

9 建設要員  
局舎及び一般施設の改善  
老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇二〇万円である。

10 建設要員  
局舎及び一般施設の改善  
老朽倉庫設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇二〇万円である。

るとともに設備の改修整備につとめる。このため前年度三億九、三六七万三千円、舍屋の維持管理に二億八、四八二万二千円、職員の厚生保健に四億五、〇一一万二千円及び退職手当〇万円である。

3 通信施設関係について  
は、専用回線の増加等により、前年度五億二、六二一万千円に対し四、七六九万七千円の増額となり、総額五億七、三九一萬一千円である。

4 通信施設関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

5 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

6 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

7 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

8 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

9 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

10 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

11 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

12 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

13 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

14 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

15 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

16 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

17 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

18 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

19 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

20 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

21 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

22 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

23 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

24 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

25 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

26 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

27 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

28 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

29 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

30 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

31 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

32 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

33 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

34 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

35 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

36 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

37 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

38 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

39 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

40 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

41 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

42 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

43 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

44 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

45 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

46 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

47 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

48 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

49 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

50 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

51 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

52 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

53 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

54 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

55 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

56 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

57 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

58 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

59 管理関係  
無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各

種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円に対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。



送設備建設改修費九億七・五〇〇万円、放送債券返済金四億八・二〇〇万円、長期借入金返済金一・〇一二二万円、放送債券返済法定積立金三・二八〇万円、予備金二億円、放送債券利息、長期借入金利息その他一億六・四五万円、合計一一二・億三・〇四万円と予定した。

テレビジョン関係について

は、事業経費八億一・七六〇万円、放送設備建設改修費五億

一・六一〇万円、放送債券返済金一・〇〇〇万円、放送債券返済法定積立金八・三八〇万円、予備金一・〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他二億六・四八二万円、合計一・七一億、二四二万円と予定した。

これにより、出金額はラジオ、テレビジョンあわせて一二九億四・二八六万円である。資金の需要及びこれに対する

ば別表のとおりであるが、特に  
イ 放送債券の発行及び長期借入金の借入については放送債券は起債市場の情勢と建設計画の進捗状態とを勘案して、年度内六回合計六億五・〇〇〇万円の発行を予定し、長期借入金の借入については、資金需要に対応する額を借り入れるものと予定したが、情勢によつては放送債券を長期借入金に、または長期借入金を放送債券

これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについては前年度よりの持越額八・二六万円の返済を予定した。

ロ 長期借入金の返済については、ラジオ関係において本年各四半期ごとに二五五万五千円、合計一・〇一二二万円の返済を行ふこととし、六七〇万円と見込まれる。

メ 年度途中における一時的な資金のひつ迫に對しては、短期借入金によることとする。

5

金のひつ迫に對しては、短期借入金によることとする。

6

六七〇万円と見込まれる。

7

六七〇万円と見込まれる。

8

六七〇万円と見込まれる。

9

六七〇万円と見込まれる。

10

六七〇万円と見込まれる。

11

六七〇万円と見込まれる。

12

六七〇万円と見込まれる。

13

六七〇万円と見込まれる。

14

六七〇万円と見込まれる。

15

六七〇万円と見込まれる。

16

六七〇万円と見込まれる。

17

六七〇万円と見込まれる。

18

六七〇万円と見込まれる。

19

六七〇万円と見込まれる。

20

六七〇万円と見込まれる。

21

六七〇万円と見込まれる。

22

六七〇万円と見込まれる。

23

六七〇万円と見込まれる。

24

六七〇万円と見込まれる。

25

六七〇万円と見込まれる。

26

六七〇万円と見込まれる。

27

六七〇万円と見込まれる。

28

六七〇万円と見込まれる。

29

六七〇万円と見込まれる。

30

六七〇万円と見込まれる。

31

六七〇万円と見込まれる。

32

六七〇万円と見込まれる。

33

六七〇万円と見込まれる。

34

六七〇万円と見込まれる。

35

六七〇万円と見込まれる。

36

六七〇万円と見込まれる。

37

六七〇万円と見込まれる。

38

六七〇万円と見込まれる。

39

六七〇万円と見込まれる。

40

六七〇万円と見込まれる。

41

六七〇万円と見込まれる。

42

六七〇万円と見込まれる。

43

六七〇万円と見込まれる。

44

六七〇万円と見込まれる。

45

六七〇万円と見込まれる。

46

六七〇万円と見込まれる。

47

六七〇万円と見込まれる。

48

六七〇万円と見込まれる。

49

六七〇万円と見込まれる。

50

六七〇万円と見込まれる。

51

六七〇万円と見込まれる。

52

六七〇万円と見込まれる。

53

六七〇万円と見込まれる。

54

六七〇万円と見込まれる。

55

六七〇万円と見込まれる。

56

六七〇万円と見込まれる。

57

六七〇万円と見込まれる。

58

六七〇万円と見込まれる。

59

六七〇万円と見込まれる。

60

六七〇万円と見込まれる。

61

六七〇万円と見込まれる。

62

六七〇万円と見込まれる。

63

六七〇万円と見込まれる。

64

六七〇万円と見込まれる。

65

六七〇万円と見込まれる。

66

六七〇万円と見込まれる。

67

六七〇万円と見込まれる。

68

六七〇万円と見込まれる。

69

六七〇万円と見込まれる。

70

六七〇万円と見込まれる。

71

六七〇万円と見込まれる。

72

六七〇万円と見込まれる。

73

六七〇万円と見込まれる。

74

六七〇万円と見込まれる。

75

六七〇万円と見込まれる。

76

六七〇万円と見込まれる。

77

六七〇万円と見込まれる。

78

六七〇万円と見込まれる。

79

六七〇万円と見込まれる。

80

六七〇万円と見込まれる。

81

六七〇万円と見込まれる。

82

六七〇万円と見込まれる。

83

六七〇万円と見込まれる。

84

六七〇万円と見込まれる。

85

六七〇万円と見込まれる。

86

六七〇万円と見込まれる。

87

六七〇万円と見込まれる。

88

六七〇万円と見込まれる。

89

六七〇万円と見込まれる。

90

六七〇万円と見込まれる。

91

六七〇万円と見込まれる。

92

六七〇万円と見込まれる。

93

六七〇万円と見込まれる。

94

六七〇万円と見込まれる。

95

六七〇万円と見込まれる。

96

六七〇万円と見込まれる。

97

六七〇万円と見込まれる。

98

六七〇万円と見込まれる。

99

六七〇万円と見込まれる。

100

六七〇万円と見込まれる。

101

六七〇万円と見込まれる。

102

六七〇万円と見込まれる。

103

六七〇万円と見込まれる。

104

六七〇万円と見込まれる。

105

六七〇万円と見込まれる。

106

六七〇万円と見込まれる。

107

六七〇万円と見込まれる。

108

六七〇万円と見込まれる。

109

六七〇万円と見込まれる。

110

六七〇万円と見込まれる。

111

六七〇万円と見込まれる。

112

六七〇万円と見込まれる。

113

六七〇万円と見込まれる。

114

六七〇万円と見込まれる。

115

六七〇万円と見込まれる。

116

六七〇万円と見込まれる。

117

六七〇万円と見込まれる。

118

六七〇万円と見込まれる。

119

六七〇万円と見込まれる。

120

六七〇万円と見込まれる。

121

六七〇万円と見込まれる。

122

六七〇万円と見込まれる。

123

六七〇万円と見込まれる。

124

六七〇万円と見込まれる。

125

六七〇万円と見込まれる。

126

六七〇万円と見込まれる。

127

六七〇万円と見込まれる。

128

六七〇万円と見込まれる。

129

六七〇万円と見込まれる。

130

六七〇万円と見込まれる。

131

六七〇万円と見込まれる。

既存施設による放送区域（福岡地区等）拡大のための増力計画も右に準じ必要である。また、老朽設備の改善計画は設備の現状等に照し適当である。

ラジオにおける放送番組の内容充実の計画については、教養、報道及び慰安放送番組の内容充実を期していることは協会の使命に照應するものである。なお、地域社会に直結する放送番組の内容充実の計画の実施に際しては、置局方策との総合的な関連を考慮する必要がある。

2 テレビジョンにおける建設計画は、テレビジョン放送の早期普及の意義に照しその促進を図ることが緊要である。そこで、協会がさきの長期計画を改められ、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山の八地区を計画していることは、当該地域の重要性、放送中継用マイクロウエーブ施設の建設計画との関連、資金事情等を考慮し、右の早期普及の見地から相当の努力を払っているものと認められる。

なお、右の予定地区は、テレビジョン放送用周波数の割当計画との関連により変更の必要を生ずる場合がありうる。

テレビジョンにおける既存施設の改善整備の計画は、発足後日の浅いテレビジョン放送の整備充実のため及び放送区域（福岡地区）を拡大するために必要なものと認められる。

テレビジョンにおける放送番組の内容の充実は、受信者の普及による財政好転とともに漸次

3 その計画を強化すべきもので  
するが、本計画は右の見地に照  
しているものと認められる。

3 ラジオ及びテレビジョンに  
通する計画として、故障受信  
の修理相談及び電気的雜音障  
害等による受信契約者の維  
持増加並びに受信料の確実な収  
入を図る計画は、受信者の利益  
保護及び協会財政の維持のた  
めに適応しているものと考えら  
れる。

4 技術研究の計画は、研究対象  
として特に重要と認められる受  
信機及び受像機の改善並びに無  
線、電子管、音響及びカラーテ  
レビジョン含むテレビジョンの  
研究を行うこととしているも  
のであり、また放送文化研究の  
計画は、世論調査及び放送番組  
の研究を積極的に行おうとする  
ものと認められる。なお、こわ  
らの研究の成果を積極的に公開  
する措置を講ずることにより、  
その計画をより有意義ならしめ  
ることが必要である。

5 國際放送の計画は、國際親善  
及び貿易の振興に寄与する目的  
に適応しているものと認められ  
る。

6 選挙放送の計画は、協会の使  
命等に照し適当である。

1 収支予算

收支予算是、予算總則と予算書  
とからなつていて、以下これ  
を分けて述べることとする。

1 予算總則

予算總則は、受信料の月額を  
定めるほか、予算執行上の準則

を定めており、これらの事項は協会の財務活動の準則がほとんどど法的に存しない事情のもとに置いて、財務活動の準則として必要なものと認められる。

受信料の月額は、ラジオ六十一円（三箇月二〇〇円）、テレビジョン三〇〇円と定めているが、これは、前年度と同額である。なお、テレビジョンについては、現在の支出を償うには足りないが、近い将来の一応の採算可能な見込と受信者の負担軽減による普及促進の見地から、やむをえない額であると認められる。また、ラジオとテレビジョンの間の経費の流用を禁じていることは、両放送の受信者負担の公正を期する上に必要と認められる。その他の予算監則の諸規定も妥当なものと認められる。

(1) 支出

ア 資本支出「六億二万円 のうち、九億七、五〇〇万円の建設費は、放送施設の建設、改善、整備等に充てるものであつて、前述のとおり、協会の放送施設の現状及び難聴地域救済のための置局等に

かんがみ、おおむね当得たものであり、また放送債券積立金繰入一筆三二八〇万円は法定矩九、一二三二万円もそのとんどが放送債券の償還額である。なお、右の建設費のうち放送債券及び長期借入金をもつて調達される額はその約三割に相当する三億円にとどまります。このことはラジオにおいては、テレビジョンと異なりすでにほぼ全国普及の域に達し、いわゆる、建設期を脱していきる事情によるものであると認められる。

右の実行上の賃金は定期昇給等によるやむをえまい額と認められ、また、昇給率資分の計上も一概に認めらるるものであり、給与総額の事業支出によれる割合もおおむね妥当なものと判断される。

定員については昭和三十年度の平均の現員数八、二九六人（予算定員に比し一五三人欠員）を基礎とし、これに一五六人を加え、計八、四五二人（前年度予算定員に比し三人増員）としていることは、業務量の増加及び事業内容の充実によるものである。

給与及び定員に関する措置は、予算と離隔しない実行を確保しらるるものと考えられる。

(2) 収入

ア 資本収入一〇億四、三四〇万円のうち放送債券二億四及び長期借入金一億円の予定は、調達可能と認められ、かつ、額においても資本支出との關係において妥当であり、また、その他の各項の金額の計上も適当である。

イ 事業収入一〇・六億二、三七四万円のうちその大宗をしめる受信料収入は、一〇・四億八、三三七万五、〇〇〇円であつて、これは前年度予算に比して約五億八、六〇〇〇

万円の増収となるものであり、また、その算定は、年度初頭の有料受信契約者の純増五万をも見込んだものを基礎としており、過去における増加傾向及び堅実な収入見込などを照しておむね妥当なものと認められる。

（支出）

ア 資本支出六億一、〇〇〇万円のうち大部分の五億六、四六〇万円としておおむね妥当なものと認めたのである。

（支出）

テレビジョン

その各項の経費は、事業計画について前述した方針に基き計上されているものと認められるほか、ラジオの場合と同じように給与に関してはその調整をばかり、また職員の勤務条件の改善關係にも意を用いているものと認められる。

また、定員数については、昭和三十年度の平均の現員数二六三人（予算定員に比し一四人欠員）を基礎として、これに業務量の増加及び事業内容の充実のための一一人年度予算定員に比し一〇二人増員）としていることは、テレビジョン部門拡張の必要性及びラジオについてのべた趣旨にかんがみ妥当なものと考える。

（2） 収入

ア 資本収入九億六、〇〇〇万円のうち、放送債券四億五、〇〇〇万円及び長期借入金三億五、〇〇〇万円を計上していることは、前述のラジオ部門のそれとあわせ、現在の資金事情等のもとにおいて調達可能と考えられる。

また、放送債券の計上額も資本支出との関係において妥当である。長期借入金として、事業収支の不足額三億三、〇〇〇万円及び予備金一、〇〇〇

万円に充當する額を計上していることは、受信料額決定の理由及び現在テレビジョンの発足いままで日々の浅い事情等に照し、やむをえないものと認められる。その他の項の金額も適当である。

イ 事業収入九億四六〇万円のうちその大宗を占める受信料收入は、九億二五〇万円であつて、これは前年度予算に比し約五億七、一〇〇万円の增收となるものであり、またその算定は、年度初頭の有料受信契約者数を一五万とし、これに年度内の受信契約者の純増一八万を見込んだものを基礎としており、過去における増加傾向、受像機の生産見込、局の開設計画、堅実な収入算定の必要等に照し、おむね妥当なものと認められる。

場合において、おおむね妥当なものと認められる。  
なお、この收支予算、事業計画等を実施するに当つては、協会は、経営管理の実を挙げ全職員協力の努力と、業務の改善、能率の向上、冗費の節減等を図り、もつてその使命の達成に努むべきものと考える。

〔松平勇雄君登壇、拍手〕

○松平勇雄君　ただいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、去る第二十二回国会において、衆議院通信委員長の提出にかかる問題なり、同院において全会一致可決後、本院に送付されて参り、今日まで通信委員会において審議を継続いたしてあります。

まず、本案の内容について申し上げますと、日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式を、その発行済株式総数の五分の一をこえない範囲で保有することができる。公社が将来株式を取得したり、または処分しようとするときは、郵政大臣の認可を必要とするなどといたしているのであります。

次に、本案の提案理由をいたしましては、従来、日本電信電話公社の専掌としておりました電信電話事業は、昭和二十八年四月、国際電信電話株式会社の発足に伴つて、國際部門と国内部門に分離せられ、國際部門は原則として同会社によつて、また国内部門については電電公社によつて各別に經營されることになつたが、これら両事業は、本来きわめて密接な関連を有するもの

であるから、両社間の連係協調を維持し、両事業の円滑な運営をはかるためと、また同会社の高度の国家性、公益性にかんがみ、事業の安定性を確保するため、公社が会社の相当数の株式を保有することが必要であるというのを保有することになりました。おほ本案提出の当時においては、株式市況の不振のため、会社株式二百八十万株が未処分のまま政府の保有となつておりました事実が、公社に返還保有せしめる理由でもあります。したがつて、昨年末来の株式市況の好転に伴い、右の約半数百四十八万余株は当委員会の勧奨により本年一月売却せられたのであります。しかして通信委員会におきましては、第二十二回国会以来數次、回を重ねて、衆議院の提案関係者並びに関係当局に対し、各委員よりきわめて熱心に詳細綿密な質疑を行ない、また多数参考人の意見を聴取する等慎重なる審議をいたしたのであります。

そのおもなる点を申し上げますと、公社が会社の株式を保有することは、国際電信電話会社法の規定にもとり、会社設立の趣旨に反するものであるから、本改正を必要とする事情の変更が生じたとするならば、いわゆる政策の変更であるから、政府が提案すべきものであること、公社が会社の株式をかかる多量に保有することによって、公社は会社に対し支配的地位に立つことになり、会社事業の運営、あるいは人事に干渉する危険を生ずるおそれのあること、公社は目下あらゆる資金を動員して、鐵道建設五カ年計画を実施しているが、この時期において他会社の株式に投資することは適当でないことをどの発言があり、また両社の相互連絡

協調を強化するために、公社が会社の株式を保有することの必要性がきわめて強いこと、公社と会社とともに郵政大臣の監督下にあるので、株式の保有によって公社が会社を支配し、運営を阻害するがごときおそれのないこと等の発言がありました。郵政大臣は本案に対し、電電公社が五分の一程度の株主になることは差しつかえないと思らし、本案の通過を希望しているという趣旨の発言をいたしております。津島委員より、本案によれば、公社は会社の発行済み株式数の五分の一を保有すべき義務はないこと、建設五ヵ年計画の実施に当り資金の獲得に苦慮していること、及び株式市場が活況を呈しておる現在においては、会社株式は有利に処分し得ることを前提として、本案が施行せられた場合、まず公社はその保有した株式の相当数を処分し、建設資金に充当する意思があるか。次にいかなる程度処分する意向であるか。さらに処分はこれを早期に実行し、その結果を本国会の会期中に国会に報告する意思があるかとの質疑に対し、梶井公社総裁は、本法実施の場合は相当数を処分する意思のあること、処分の程度は公社保有株数の半数を適当と考えること、及び処分は急速にこれを実行し、その結果は本国会開会中にこれを報告することを明確に答弁いたしましたのであります。

認可する意向であるかとの質疑に対し、  
それは、村上郵政大臣は、公社より処分の  
認可申請があつたときは、すみやかに  
に認可する意向である旨の答弁があり  
ました。

なお、津島委員より、株式保有によつ  
て、公社と会社との関係が疎隔するが  
ごときことがあつては、立法の趣旨に  
反するが、両社を監督する責任を有す  
る郵政大臣の所信を質したるに対し、  
村上郵政大臣は、本法の実施によつて  
両社がますます親密を加えるよう努力す  
する旨を答えたのであります。

これら質疑の詳細は、速記録によつ  
て御承知を願いたいと存じます。

三月二十七日質疑を終え討論に入り  
ましたところ、日本社会党を代表して  
久保委員より、公社及び会社の両事業  
は、密接不可分にして分離を許さない  
性質を有しているものであること、また  
た会社の株式総数の六〇%は、銀行、  
保険会社等の民間金融機関が保有して  
いるが、公共性の強いこの事業に適当  
であるかについては、疑問のあること  
であります。むしろ公社に保有せしめ  
ることが、両社の円滑な運営に寄与す  
るゆえんであること、及び本案通過後  
郵政大臣、公社總裁及び会社社長に對  
し、国民の期待にそむかぬ運営をする  
よう、一段の配意を強く要望し、なほ  
現在の実情に即しない条文、すなわち  
第六十八条の次に一条を加える規定  
中、「昭和三十年」を「昭和三十一年」に  
改め、附則第二項ただし書を削るとの  
修正動議を述べて本案に賛成。

八木幸吉委員より、本案提出の趣旨  
は數度変更せられ、首尾一貫していな  
いとともに、本案提出の理由は、経済  
界の不況のため、会社の株式が処分で

市場の好転した今日においては、本法の趣旨はすでに消滅していること、公社は建設資金を獲得するため、一方においては電話設備費負担法の適用期間を五ヵ年延長する等の措置をとりながら、他方においては会社の株式に八億円の投資をすることは矛盾であること、本案に反対の多い世論の動向を重視していないこと、本案の成立することによって、両社の従業員間に対立感情を惹起するおそれがあること等の趣旨を述べられて反対。

一千七百余万円、支出総額百八十六億四千六千七百余万円でありますと、前年度に比べますと、収入支出ともに六億四千六百余万円の増加となつております。しかして、収入増加のおもなるものは、受信者の新規増加五十五万に伴う五億八千六百余万円であり、支出増加のおもなるものは、給付費三億七千七百余万円であります。またテレビジョン関係におきましては、収支総額おのおの十八億六千四百余万円であります。前年度に比べて、それぞれ六億五千余万円の増加となつております。しかし、収入増加のおもなるものは、受信者の新規増加十八万に伴う五億七千百余万円であり、支出増加の一億五千余万円の増加とともに前年度とおもなるものは、建設費一億七千五百円及び放送費一億九千六百余万円であります。受信料収入については、ラジオ及びテレビジョンとも月額二百円、同額のラジオは月額六十七円、三カ月二百円、テレビジョンは月額三百円として、それぞれ算定しております。

また事業計画につきましては、その主眼をラジオにおいては、難聴地域の解消、老朽設備の改善及び放送番組の内容充実等に、テレビジョンにおいては、札幌、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山における放送局の建設、既設局の施設の改善並びに放送番組の内容充実等においておりまして、技術研究においては、放送技術の基礎的並びに実用的研究を積極的に行い、特に受信機及び受像機の改善についております。

次に、資金計画につきましては、右の收支予算及び事業計画に基いて、年次度中における資金の出入に関する計画をいたしております。これら

取支予算等に対し、郵政大臣は、おおむね妥当なものと認める旨の意見を付しておるのであります。

通信委員会におきましては、政府及び日本放送協会の各当局につき詳細にわたり質疑を行い、本件の慎重審議をいたしたのであります。そのおもな点を申し上げますと、昨年末紛争中である職員の待遇改善の要求に対する処置並びに給与引き上げのため所要経費を予備金より支出することができるかいなか。收支予算等の国会への提出が遅延がらであるが、政府提出の一般予算と同時期に提出し得るよう取り計らうべきではないか。テレビジョン放送番組の外国との交換を頻繁にし、内外文化の交流を積極的に企図すべきこと、テレビジョン受像機の研究及びその他放送技術の研究の強化及びテレビジョン放送事業に対する債務につき計画的償還を考慮すべき時期ではないか等であります。なお、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、久保委員より、協会に課する固定資産税については、協会本来の使命を認識し、これを可及的すみやかに撤廃すること、協会の従業員に対する待遇は、同種産業に比して低位にあるから、これが是正に努められたいこと、ことに昨年末以来の待遇に関する紛争を早期に解決せられたい等の希望意見述べ、次の付帯決議を付して原案に賛成する旨の発言がありました。

入の増加、経費の節減を図り、協会、従業員の待遇改善に努むべきである。

右決議する。

と/orのであります。かくて討論を終え、採決をいたしましたところ、全会一致をもつて右の付帯決議を付して原案通り承認すべきものと議決した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 日本電信電話公社法の一案を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。八木幸吉君。

【八木幸吉君登壇】

○八木幸吉君 私は、公社法の改正案に反対するものであります。本案は、第二十二回国会以来、二回にわたり継続審議に付せられており、公社法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。八木幸吉君。

ある経済界の情勢が、現在では全く一変していることであります。本案は、衆議院の通信小委員会で、昨年六月七日、電電公社は国際電電会社の株式を総額の五分の二を限度として持てる提案をされたのが始まりであります。当時その提案理由として述べられましたところは、「公社と会社とは緊密な連携を必要とする。二、公社が安定株主となることが望ましい。三、政府が十四億円の株を所有することは、株式の処分を困難ならしめ、証券市場を圧迫するというのであります。これが第一次案であります。

しかるに、六月二十四日になつて、この案が変更され、電電公社が所有す

る株数には制限を付さない。そのかわりに株主の議決権は有せしめないとします。

かかる。

にすると内容が変わつたのであります。

しかして、その提案理由は、第一に、

大蔵省所有の会社の株式は全然売れない。

第二に、郵政省から大蔵省に対し

て、この株式をすみやかに処分するよ

うに要請したが、証券市場の状況の関係で処分ができない。

第三に、大蔵省

は、その間に二億一千八百万円の配当

を取つている。

第四に、以上の実情か

ら、近い将来、十四億円の株式消滅は

困難である。

従つて引き続き配当を大

蔵省が取ることとなるが、これは不

理である。

第五、そこで公社に会社の性

格を変更せしめることを明らかにす

るために、議決権を有せしめない。

以上。これが第二回の提案の理由でありました。この案に対し、梶井、渡澤両

總裁は初め九名の参考人が意見を開陳

し、梶井總裁は、会社の株式の処分は

当分見込みがないから、一時公社が持

てということには異存はない。

将来株

式市場が好転し、相当の価格で処分す

ることができたら、その収入で電信電

話の拡充改良をする、それが自分の任

務であると述べられたのであります。

これが第二回の案であります。

ところがさらに七月の十一日に三軒

して、株式は五分の一を限度として議

決権は持たせるという案に變つたので

あります。しかも三回とも小委員会で

あります。何らの質疑さえも行われなかつたの

であります。これが一方月の間に三回

にわたつて議案の内容と提案理由とが

変化した経過であります。

一方、本案の前提条件となつた証券

市場の情勢いかんといふに、本年一月

八名全部本案に反対であったのであり

ます。梶井總裁は、當時株式の保有に

述べられました学者一名を除き、残り

が悪く、大蔵省所有の国際電電株が額





本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(國法第二三九号)

(趣旨説明)

一、日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(國法第二三九号)

(旨説明)

一、日程第三 周給法の一部を改正する法律案(衆第二二号)

(趣旨説明)

一、日程第三 周給法の一部を改正する法律案(衆第二二号)

(旨説明)

一、日程第五 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

一、日程第六 放送法第三十七条第一項の規定に基き、国会の承認を求める件

(趣旨説明)

一、日程第七 旅行あつ旅業法の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

一、日程第六 放送法第三十七条第一項の規定に基き、国会の承認を求める件

(趣旨説明)

伊能繁次郎君

安部キミ子君

海野三朗君

河合三郎君

新谷寅三郎君

岡崎眞一君

三輪貞治君

島津忠彦君

重政廣徳君

荒木正三郎君

安井謙君

大谷鑑潤君

井上清一君

佐藤清一郎君

有馬英二君

佐藤治三郎君

吉田萬次君

白川一雄君

中川幸平君

古池信三君

山下義信君

井上栗山君

宮田重文君

三浦義男君

藤野繁雄君

川口勝男君

入交太藏君

川中勝勝男君

東隆君

三橋八次郎君

河中勝勝男君

内村喜平君

平林剛君

井上鈴木俊一君

河合清次郎君

内村崇君

三郎君

安部キミ子君

河合三郎君

岡崎眞一君

三輪貞治君

島津忠彦君

重政廣徳君

荒木正三郎君

安井謙君

大谷鑑潤君

井上義一君

佐藤清一郎君

有馬英二君

佐藤治三郎君

吉田萬次君

白川一雄君

中川幸平君

古池信三君

山下義信君

井上栗山君

宮田重文君

三浦義男君

藤野繁雄君

川口勝勝男君

東隆君

内村喜平君

平林剛君

井上鈴木俊一君

河合清次郎君

内村崇君

井上鈴木俊一君

河合清次郎君

内村崇君

井上鈴木俊一君

河合清次郎君

内村崇君

太田正孝君

労働大臣

倉石忠雄君

河合三郎君

労働大臣

太田正孝君

河合三郎君

労働大臣

河合三郎君

労働大臣

河合三郎君

労働大臣

河合三郎君

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月十五日

内閣官房副長官

松本龍藏君

修三君

建設委員長赤木正雄

内閣官房副長官

林誠亮君

参議院議長河井彌八殿

法務政務次官

早川崇君

自治政務次官

郵政政務次官

上林山榮吉君

内閣官房副長官

早川崇君

内閣官房副長官

審査報告書

日本学術会議法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月十三日

文教委員長飯島連次郎

参議院議長河井彌八殿

昭和三十一年三月十三日

内閣官房副長官

審査報告書

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月十三日

内閣官房副長官



## 二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 審査報告書

外務公務員法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月十五日

外務委員長 山川 良一

参議院議長河井綱八殿

## 多数意見者署名

須藤 五郎	佐藤 尚武
宮澤 喜一	野村吉三郎
黒川 武雄	梶原 茂嘉
羽生 三七	鶴見 祐輔
大谷 鑑潤	

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は、國際慣行に従い、外  
国における重要な儀式への参加そ  
の他臨時の重要な任務を処理する  
官職たる特派大使の制度を法律上  
明白に規定するため、外務公務員  
法に所要の改正を行うものであつ  
て、本委員会は、國際親善關係增  
進等のため有効な措置として妥當  
なものと認めた。

## 二、費用

別に要しない。